



Disclosure

2022

 **JA伊勢 ディスクロージャー誌 2022**

伊勢農業協同組合 ☎0596-62-1125 (代)

度会郡度会町大野木1858番地

[Homepage] <https://www.jaise.jp/> [E-mail] ja-info@ise.jamie.or.jp



再生紙を使用しています 環境対応型インキを使用しています

 **JA伊勢**
ディスクロージャー誌

CONTENTS 目次

ごあいさつ	1
1. 使命及び経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	2
4. 農業振興活動	2
5. 沿革・歩み（昭和63年度～令和3年度）	3
6. 事業の概況（令和3年度）	4
7. 地域貢献情報	5
●全般的事項	5
●地域からの資金調達の状況	5
●地域への資金供給の状況	5
●地域密着型金融への取り組み	6
●文化的・社会的貢献に関する事項	6
8. リスク管理の状況	7
●リスク管理の体制	7
●法令遵守体制	9
●反社会的勢力との取引排除	10
●金融ADR制度への対応	10
●内部監査体制	11
●金融商品の勧誘方針	11
●金融円滑化にかかる基本的方針	11
●個人情報保護の取り扱い方針	12
●貸出運営についての考え方	13
9. 自己資本の状況	13
●自己資本比率の状況	13
●経営の健全性の確保と自己資本の充実	13
10. 主要な業務の内容	13
●事業の内容	13
●系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）	14
11. 経営の組織	15
●組織機構図	15
●組合員数	16
●地区一覧	16
●組合員組織の状況	16
12. 役員構成	17
13. 会計監査人の名称	17
14. 事務所の名称及び所在地	18
15. 直近の2事業年度における財産の状況	19
●貸借対照表	19
●損益計算書	20
●注記表等	21
●剰余金処分計算書	33
●部門別損益計算書（令和2年度）	34
●部門別損益計算書（令和3年度）	35
●会計監査人の監査	35
16. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	36
●最近5年間の主要な経営指標	36
17. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	36
●利益総括表	36
●資金運用収支の内訳	36
●受取・支払利息の増減額	37
●貯金に関する指標	37
●貸出金等に関する指標	37
●農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分とに基づく債権の保全状況	40

●経営諸指標	40
●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	40
●貸出金償却の額	40
●内国為替取扱実績	41
●有価証券に関する指標	41
●有価証券等の時価情報等	41
●共済取扱実績	44
●購買事業品目別取扱実績	45
●販売事業（受託販売）品目別取扱実績	45
●販売事業（買取販売）品目別取扱実績	45
18. 自己資本の充実の状況	46
●自己資本の構成に関する事項	46
●自己資本の充実度に関する事項	47
●信用リスクに関する事項	48
●信用リスク削減手法に関する事項	51
●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	52
●証券化エクスポージャーに関する事項	52
●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	53
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	53
●金利リスクに関する事項	54
19. 連結グループ（組合及び子会社）の概況	56
●連結グループの概況	56
●子会社の状況	56
20. 直近の事業年度における連結事業の概況	56
●連結事業概況（令和3年度）	56
21. 直近の5連結事業年度における主要な業務の状況を示す指標	57
●主要な経営指標等の推移	57
22. 直近の2連結事業年度における財産の状況	57
●連結貸借対照表	57
●連結損益計算書	58
●連結キャッシュ・フロー計算書	59
●連結注記表等	61
●連結剰余金計算書	74
●農協法に基づく開示債権	74
●連結事業年度の事業別の経常収益等	74
23. 連結自己資本の充実の状況	75
●連結自己資本比率の状況	75
●自己資本の構成に関する事項	75
●財務諸表の正確性に係る確認	77
●自己資本の充実度に関する事項	78
●信用リスクに関する事項	79
●信用リスク削減手法に関する事項	82
●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	83
●証券化エクスポージャーに関する事項	83
●オペレーショナル・リスクに関する事項	84
●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	84
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	84
●金利リスクに関する事項	84
24. 役員等の報酬体系	85
●役員	85
●職員等	85
●その他	85

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

ごあいさつ



伊勢農業協同組合
代表理事組合長
西村 隆行

日頃から組合員および地域の皆さまには、J A伊勢の協同組合活動にご参加・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合の事業および活動内容をご報告させていただき、「2022年度版 ディスクロージャー誌」をここに作成いたしました。

令和3年度の国内情勢は、新型コロナウイルスの断続的な感染再拡大による行動制限措置により、経済活動のみならず、地域農業やJ A事業、私たちの生活様式にも大きな影響を及ぼし続けています。ワクチンの複数回接種も普及しており、重症化が抑制されるなど、社会活動に明るい兆しが見え始めていますが、しばらくは、新しい生活様式等に対応した事業運営が求められています。また、コロナ禍による消費活動の減退が進む一方、地政学的リスクを背景とした原油や資材原料の需要ひっ迫により資材価格の高騰は止まらず、私たちのくらしや農業経営にも大きな影響を及ぼしています。

農業面では、水稲においては三重県南勢地区の作柄は「やや不良」と厳しい結果となるとともに、コロナ禍による米消費減退に伴う過剰米の増加を受け、米概算金が下落するなど水稲農家には厳しい一年となりました。園芸作物についても、コロナ禍の影響による価格の不安定化は依然として続いており、先行きは不透明な状況です。

J A自己改革の状況は、改正農協法5年後条項である「准組合員の事業利用規制」について、昨年の6月に閣議決定された規制改革実施計画において「J Aは組合員との対話とそれに基づく方針を組合員の判断である総代会で決定する」こととなりました。一方で、組合員との対話を通じて自己改革を実践していくため、自己改革実践サイクルを構築し、実践することとなりました。昨年、10月に第29回J A全国大会、11月に第44回J A三重大会が開催され、J Aグループは、新たに直面する環境変化を踏まえ、今後とも組合員の声を聴き、「不断の自己改革」を通じて、農業・地域の展望を切り拓くことが決議されました。当J Aにおいても、持続可能な経営基盤の確立・強化の取組み（3Cプログラム）として、昨年4月に事業別のプロジェクトチームを立ち上げ、「農業振興」とそれを実現するための「事業の伸長と効率化」を目指す事業改革を推し進めました。

このような情勢のなか、令和3年度は第11次中期経営計画の最終年度として、掲げました事業計画の達成に向け役職員が全力で事業活動を行った結果、組合員各位のご理解、ご協力並びに関係機関のご指導により、税引前で12億9千万円余の節約金を計上することができました。ここに改めて役職員一同衷心より感謝を申し上げます。

令和4年度は、第12次中期経営計画の初年度となります。農業構造の変化、DX時代の到来、SDGsをはじめとした持続可能な社会の実現に向けた社会からの要請などを背景とした時代の転換期に対応しつつ、10年後も農業協同組合として地域の農業振興に寄与し、農家の所得向上を支援する事業展開を持続するために、3Cプログラムの実践による「不断の自己改革」を推し進めてまいります。そして、第12次中期経営計画の基本目標である「多彩な農業の拡充による農業生産の拡大と農業者の所得増大」「組合員との関係深化と多様な連携による組織・地域の活性化」「自己改革の実践を支える持続可能なJ A経営の確立」に役職員一同、組合員の皆さまとともに一所懸命に取り組む所存ですので、一層のご理解・ご参加・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月
伊勢農業協同組合

1. 使命及び経営理念

<J A伊勢の使命>

- ①組合員及び地域の皆さまの生活を守る
- ②農業の振興
- ③社会貢献を行う組織とづくり

<経営理念>

地域の皆さまとともにJ A伊勢はいつも一所懸命です

2. 経営方針

<第12次中期経営計画 基本方針>

- ①持続可能な農業の実現
- ②豊かでくらしやすい地域共生社会の実現
- ③協同組合としての役割発揮

<第12次中期経営計画 基本目標>

- ①多彩な農業の拡充による農業生産の拡大と農業者の所得増大
- ②組合員との関係深化と多様な連携による組織・地域の活性化
- ③自己改革の実践を支える持続可能なJ A経営の確立

3. 経営管理体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の意思反映を行うため、各地区から理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、管理の強化を図っています。

4. 農業振興活動



各部会活動を実施し意見交換の場を提供



スマート農業による効果的な営農指導を実施



産地パワーアップ事業を活用したイチゴの栽培面積拡大



管内各地区の営農部署で新規就農者の育成・支援を実施



七保和牛部会の堆肥処理施設の稼働を開始



地域活動組織等と連携した農業体験学習の推進

5. 沿革・歩み (昭和63年度～令和3年度)

年	月	内 容	年	月	内 容
昭和63年	4月	1市8町2村の20農協が合併し伊勢農協設立	平成14年	3月	JA ショッパー之瀬改装オープン
	8月	小川郷ライスセンター完成		10月	旅行センター移転オープン
平成元年	1月	貯金高1,000億円達成	平成15年	3月	南勢グリーンコープオープン
	4月	葬祭センター開所式 阿曾浦合同ビル完成		5月	金融システムJ A S T E Mスタート
	8月	玉城農産物集出荷施設完成 大内山給油所オープン	平成16年	9月	緑茶加工センター完成
	12月	A コープ豊浜東改装オープン		3月	貯金高1,700億円達成
平成2年	3月	貯金高1,100億円達成		6月	城田グリーンコープ改装オープン
	7月	長期共済保有高7,000億円達成	平成17年	8月	デイサービスセンター完成
	8月	城田給油所改装オープン	平成18年	12月	JA 三重紀北を吸収合併
	9月	紀勢農畜産物処理加工施設完成		3月	貯金高2,000億円達成
	11月	滝原支店・JA ショップ滝原改装オープン (現大宮支店)			長期共済保有高1兆円達成
平成3年	3月	貯金高1,200億円達成		10月	花卉集出荷施設完成
		度会育苗センター完成	平成19年	11月	御園給油所セルフ化改装オープン
	4月	ブランド米「いせちゃんごはんやに」発売	平成20年	11月	誕生20周年記念式典開催
	6月	経営合理化プロジェクト (I R P) 発足 ※ I R P …伊勢農協リノベーションプラン		2月	伊勢南部グリーンコープ改装オープン
	7月	A コープ玉城改装オープン		3月	貯金高2,100億円達成
	11月	西出張所改装オープン		8月	伊勢中央支店浜郷改装オープン
平成4年	3月	貯金高1,300億円達成	平成21年	10月	カーセンター子会社移管
	4月	伊勢市南部農協を吸収合併		11月	玉城 SS セルフ化改装オープン
	7月	小俣ライスセンター・低温倉庫完成		1月	介護センターひまわり・デイサービス移転
	8月	追間浦出張所改装オープン/度会給油所改装オープン		3月	三重県経営品質賞チャレンジ賞受賞
平成5年	3月	貯金高1,400億円達成/長期共済保有高8,000億円達成		4月	給油所事業・LP ガス事業子会社移管実施
	4月	旅行センターオープン	平成22年	11月	JA 葬祭「虹のホール伊勢」オープン
	5月	御園・伊勢港地区ライスセンター完成		3月	貯金高2,300億円達成
	7月	大内山ライスセンター完成	平成23年	6月	女性理事2名を登用
		組織 I R P 体制 (6ブロック制) スタート		6月	移動購買車「買物くん」運行開始
平成6年	3月	伊勢北部・玉城育苗センター完成		10月	青ねぎバクケージセンター完成
		南勢鶏糞処理施設完成	平成24年	3月	葬祭ホール「セレモ輪内」オープン
		貯金高1,500億円達成		3月	貯金高2,400億円達成
	12月	伊勢北部給油所改装オープン		4月	紀勢支店錦改装オープン
平成7年	3月	南勢ライスセンター完成		4月	子会社(株)めぐりん伊勢設立
		貯金高1,600億円達成		6月	Y ショップ穂原オープン
	6月	第2次 I R P プロジェクト発足	平成25年	7月	Y ショップ南島オープン
		JA ショップ阿曾改装オープン		3月	貯金高2,500億円達成
	8月	大宮ライスセンター完成		5月	JA 葬祭「虹のホール南島」オープン
	9月	紀勢食材センター完成	平成26年	1月	「みのりデイサービス」オープン
平成8年	2月	小俣食材センター完成		2月	信用店舗ファイル統合実施
	3月	南勢南島育苗センター完成		2月	伊勢中央支店オープン
	4月	玉城グリーンコープ改装オープン		3月	JA 葬祭「虹のホール御園」オープン
	7月	御園給油所改装オープン		6月	北浜支店東大淀改装オープン
	10月	鶴倉食材センター完成	平成27年	6月	伊勢グリーンコープオープン
平成9年	3月	紀勢大宮育苗センター完成			御園総合施設グランドオープン
		長期共済保有高9,000億円達成		2月	信用店舗ファイル統合実施
	4月	明野出張所改装オープン		3月	貯金高2,600億円達成
	7月	I R P 組織整備実施		5月	伊勢支店改装オープン
	11月	誕生10周年記念イベント「夢フェスタ」実施			玉城カントリーエレベーター完成
平成10年	4月	玉城選果場完成		12月	A コープ豊浜東改装オープン
		JA ショップ大宮・大宮グリーンコープオープン	平成28年	3月	貯金高2,700億円達成
	7月	3S 組織改革プロジェクト発足	平成29年	3月	貯金高2,900億円達成
	8月	玉城給油所改装オープン		11月	誕生30周年記念式典開催
平成11年	3月	南島給油所・JA ショップ南島完成		12月	伊勢北部支店オープン
	4月	南勢支店改装オープン	平成30年	2月	信用店舗ファイル統合実施
	7月	花横町 (伊勢北部グリーンコープ) オープン		3月	貯金高3,000億円達成
	8月	柏野出張所改装オープン		9月	合併予備契約調印式
	10月	南勢撰果場完成		3月	貯金高3,100億円達成
平成12年	2月	介護センターひまわりオープン	平成31年	4月	JA 鳥羽志摩・JA 三重南紀と合併
	3月	第1回ふれあいチビッ子マラソン大会開催	(令和元年)		度会支店オープン
平成13年	1月	3S 体制スタート (経済3エリア…金融共済18支店) 本店移転		2月	信用店舗ファイル統合実施
	2月	信用店舗ファイル統合実施		3月	貯金高4,500億円達成
	4月	伊勢グリーンコープ改装オープン		4月	ローンセンターオープン
	6月	南島支店改装オープン		8月	3 C 経営基盤確立・強化プログラム発足
			令和3年	3月	大宮堆肥舎・堆肥製品庫完成
					貯金高4,600億円達成
				5月	長沢ファーム管理棟完成
				10月	玉城グリーンコープ移転オープン
			令和4年		(株)ジェイエイサービス伊勢本社移転オープン
				3月	貯金高4,800億円達成

6. 事業の概況 (令和3年度)

- ◆信用事業

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、年金友の会のイベントを一部自粛しましたが、会員の皆さまには管内産の伊勢茶をお届けしました。

また、相談業務では、年金個別相談会や相続・遺言個別相談会を定期的に開催し、多くの皆さまにご利用いただきました。

さらに、当JAとして2台目となる移動金融店舗車を導入し、令和4年1月から試験運行を開始し、令和4年4月からの本格稼働に向け準備をすすめました。
 - ◆共済事業

新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して共済専任外務員 (L A) を中心に訪問活動を実施し、契約者ニーズの把握と利用者満足度向上に努めました。
 - ◆購買事業

生産購買事業では、土壌診断を実施し、診断結果に基づく適正な施肥提案を行い、収穫量の向上と資材費削減による農家所得の向上に取り組みしました。また、肥料農薬の価格低減に向けた取り組みを実施したほか、農業特別対策など継続実施による安価な資材提供に取り組みしました。

生活購買事業では、新型コロナウイルスの影響が続くなか、地場産オリジナル精米「伊勢ごころ」「珠光」「燦燦米」などの販売強化に取り組み、また、令和3年12月には県下JAの先駆けとなるSDGsの取組として「伊勢ごころ無洗米」の販売を開始し、普及拡大に取り組みしました。
 - ◆営農事業・販売事業

営農振興を図るための6つの取組項目に基づき、農業振興を図るため、産地パワーアップ事業を活用したイチゴの生産面積拡大に取り組んだほか、リモートセンシングの衛星画像解析技術や営農指導支援システムなどを活用したスマート農業による効果的な営農指導を行うとともに、サツマイモの機械体系栽培の確立を目指した試験栽培を実施しました。
 - ◆農業経営事業

長沢ファームの管理棟を新設したほか、イチゴの摘み取り体験を新型コロナウイルス感染防止のため入場者数を制限して実施し、1,681名の方にご利用いただきました。

また、農福連携の取組として、市場出荷や産直販売で使用する出荷段ボールの組み立て作業を志摩市の福祉施設事業者と連携して行いました。
 - ◆保管事業・利用事業・加工事業・その他事業

利用事業では水稲共同防除においてドローンを活用して無人ヘリで散布できなかった中山間地域での散布を行い、散布日程を昨年より短縮しました。またライスセンター・カントリーエレベーター運営では、今年度も職員の職場離脱を活用した農繁期応援を行うことで効率化を図りました。
 - ◆資産管理

相続にかかる資産管理への対応や、組合員ニーズに沿った土地の売買・賃貸借の仲介業務を通じて、安心と信頼を基本とした資産管理事業に努めました。
 - ◆介護福祉事業

コロナ禍でも安心してサービスを利用いただけるよう、感染状況に応じて「新型コロナウイルス対策会議」を開催し、職員・利用者の感染防止対策の徹底を行いました。
 - ◆旅行事業

新型コロナウイルスの影響を受け、各種旅行が中止となりましたが、スポーツ組織や個人旅行および国や県の助成金を利用した旅行の取扱拡大に取り組み、利用者は昨年に比べて大幅に増加しました。
 - ◆生活事業

新型コロナウイルスの影響により活動は制限されましたが、地域住民を対象としたスマホ教室を17会場で147教室開催し、延べ834名に参加いただいたほか、「めぐりスクール」等を開催し、食農教育活動を推進しました。

「JA伊勢女性部」をJAと農業の応援を目的に女性だけでなく誰もが参加できる組織とするため、「JA伊勢ファンクラブみらい」を令和4年4月に発足する準備をすすめました。
- <損益の状況等の概況>
決算の内容は、経常利益で1,486,434千円、当期剰余金で966,071千円となりました。
- <対処すべき重要な課題>
- ①自己改革の実現のための取組み
 - ・「多彩な農業の拡充による農業生産の拡大と農業者の所得増大」を実現するための取組み
 - ◇農業者の収穫量及び規模の拡大
 - ◇出荷物の販売単価及び品質の向上
 - ◇農業者の生産コスト低減・効率化
 - ◇多様な農業者の創出と生産基盤の維持・拡大
 - ・「組合員との関係深化と多様な連携による組織・地域の活性化」を実現するための取組み
 - ◇総合事業を通じた地域の活性化
 - ◇総合事業を通じた安心して暮らせる地域づくり
 - ◇JAくらしの活動を主とした地域コミュニティの活性化
 - ・「自己改革の実践を支える持続可能なJA経営の確立」を実現するための取組み
 - ◇組合員の「意思反映・運営参画」の強化
 - ◇組合員の維持・拡大
 - ◇将来を見据えたJA経営基盤の強化と自己改革の実践
 - ◇協同組合活動・JA事業を支える人材づくり
 - ◇3線管理態勢を踏まえたリスク管理態勢の確立と経営の健全性確保
 - ◇農業・食・くらし・JAへの共感が広がる広報活動の展開
 - ②不祥事防止への取組み
 - ・不祥事未然防止策の実践・管理
 - ◇ガバナンスの確立
 - ◇コンプライアンス意識の醸成
 - ◇監査・リスク管理態勢の確立
 - ◇内部牽制態勢の確立
 - ③新型コロナウイルス感染症に対する取組み
 - ・JA伊勢新型コロナウイルス対策本部による情勢に応じた方針の策定と取組みの徹底
 - ◇感染拡大防止の取組み
 - ◇事業継続の取組み
 - ④3Cプログラム基本計画の準備・実践
 - ・金融共済事業改革の推進
 - ◇金融共済店舗体制の整備
 - ◇金融渉外体制の整備
 - ◇共済推進体制の整備
 - ・営農経済事業改革の推進
 - ◇営農指導・販売・集荷・施設運営体制等の整備
 - ◇生産資材・生活物資供給体制等の整備
 - ・共通
 - ◇燃料・LPガス・葬祭・農機・旅行・介護事業等の在り方の検討
 - ◇人事・評価・採用等の見直し検討
 - ◇子会社の在り方の検討

7. 地域貢献情報

● 全般的事項

当組合は、伊勢市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町、尾鷲市、紀北町、鳥羽市、志摩市、熊野市、御浜町、紀宝町が事業区域で、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化や、地域の暮らしをサポートする地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員および地域の皆さまや、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

組合員数	46,529人	出資金	6,329,485千円
------	---------	-----	-------------

● 地域からの資金調達の状況

(1) 貯金・定期積金残高

当座性貯金	165,243百万円
定期貯金	314,091百万円
定期積金	5,989百万円
合計	485,324百万円

(2) 貯金商品

種類	期間	預入額	商品の概要等
普通貯金 (総合口座)	出し入れ 自由	1円以上	公共料金等の自動引落しや、給与・年金の自動振込、配当金等の自動受取りなどの機能が利用できる点で、日常生活に必要なお金を財布代わりに出し入れできる利便性を持っています。定期貯金などを担保に、総合口座を組み合わせれば担保に応じて自動融資を受けることができます。「貯める・受取る・支払う・借りる」といった機能を備えています。
貯蓄貯金	出し入れ 自由	1円以上	使いみちなどが決まらないお金を預けて、増やしながらいつでも使える貯金で利率も普通貯金より有利です。公共料金・クレジット代金等の自動支払いや給与・年金・配当金等の自動受取りの口座としてはご利用できません。
定期積金	6ヶ月以上 5年以内	1千円以上	目標額にあわせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金です。積み立て期間は自由に選べ、プランにそって無理なく目標達成ができます。
スーパー定期	1ヶ月以上 5年以内	1千円以上	身近な定期貯金で期間はプランにあわせて選べます。預け入れ時の利率が満期日まで変わらない確定利回りです。総合口座にセットすれば、自動融資が受けられ大変便利です。
変動金利 定期貯金	3年	1千円以上	金利情勢に応じて6ヶ月ごとに利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。満期までの期間中に、金利が上昇すれば、固定金利の商品よりも有利に運用することができます。総合口座にセットすれば、自動融資が受けられ大変便利です。
期日指定 定期貯金	据置期間1年 (最長預入 期間:3年)	1千円以上 300万円未満	据置期間1年経過後、自由に満期日を指定できます。1年複利のお得な貯金で長く預けるほど有利です。総合口座にセットすれば、自動融資が受けられ大変便利です。
大口定期貯金	1ヶ月以上 5年以内	1千万円以上	自由金型定期と呼ぶこともあり、市場金利を反映した有利な利率で運用し、大口の資金をさらに大きく増やす貯金です。短期から長期までプランにあわせて預け入れできます。

● 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

正組合員	10,530百万円	
准組合員	31,039百万円	
員 外	地方公共団体	13,868百万円
	地方公社等	6百万円
	金融機関	16,500百万円
	その他員外	1,633百万円
	計	32,007百万円
合計	73,576百万円	

(2) 制度融資取扱い状況

資金名	残高	制度の概要等
農業近代化資金	372百万円	農業経営の近代化のための長期資金等
農業近代化資金(コロナ)	130百万円	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者への助成制度付き資金
就農施設等資金	19百万円	新規就農者の研修・準備・施設取得を支援する資金
農業改良資金	—	新技術等を支援する資金
スーパーL資金	84百万円	農地所得や設備投資など、農業経営の改善を支援するための長期資金
スーパーS資金	552百万円	農業経営改善計画の達成に必要な運転資金
畜産経営緊急支援資金	197百万円	畜産農家の経営の安定化を図る資金

(3) 融資商品

資金名	対象者	資金使途・商品の概要等	
住宅資金	住宅ローン	伊勢農協管内の個人	住宅新築・購入・中古住宅購入・増改築・土地購入
	住宅ローン(借換応援型)	伊勢農協管内の個人	他の金融機関借入中の住宅資金借換
	リフォームローン	伊勢農協管内の個人	既存住宅の増改築・改装・補修等
生活資金	マイカーローン	伊勢農協管内に居住又は勤務する個人	自動車・バイクの購入・車検・修理費用等
	教育ローン	伊勢農協管内に居住又は勤務する個人	子弟の学費・家賃・教育に関する資金
	カードローン	伊勢農協管内に居住又は勤務する個人	生活資金全般
	フリーローン	伊勢農協管内に居住又は勤務する個人	生活資金全般
その他 事業資金	共済証書担保貸付	伊勢農協管内の個人又は法人	生活資金全般
	賃貸住宅ローン	伊勢農協管内の個人	賃貸・アパート・マンションの新築・増改築

● 地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取組基本方針

中小企業者等の経営支援に関しては「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、新規貸付相談や貸付条件変更等の申し込みに対して、真摯かつ適切な対応に努めております。

また、金融機関としてコンサルティング機能を十分に発揮できるよう、研修等により担当者の能力向上に努めています。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、管理責任者・担当者の設置および統括部署を明確化し、不健全債権管理回収委員会やその他会議体等において協議を行い、その結果等を理事会に報告しています。

また、必要に応じて弁護士、税理士等外部専門家と連携し、経営支援を行えるような態勢整備をしています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

三重県農業の基盤となる担い手育成確保を図るため、部門横断的な担い手対応部署のメンバーとして、担い手金融リーダーを配置し、営農事業、経済事業等と連携を図るとともに、担い手の資金調達対策等に対応しています。

(4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

担い手の経営のライフステージ(就農(創業期)・発展期・成熟期・再生期・承継期)に応じた支援に取り組んでいます。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業負債整理関係資金を提供するなど経営不振農家に対する経営支援等に取り組んでいます。なお、担い手への資金提供に際しては、不動産担保や個人保証に過度に依存することなく、融資先の経営の将来性を見極める融資を行うため、三重県農業信用基金協会等と連携し担い手支援に努めています。

● 文化的・社会的貢献に関する事項

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

<地方公共団体への協力>

地域社会のよりよい環境づくりと発展のため、市町が行う地域の再開発や道路・学校・公園など公共施設の整備事業に対して、融資等を通じて積極的に協力しています。

玉城町、度会町、南伊勢町の指定金融機関として、税金等の公金事務の窓口を担当し、多くの皆さまにご利用いただいております。

<地域への奉仕活動>

当組合では、地域貢献としての清掃活動や日本赤十字社の献血への積極的参加、顧問弁護士による無料法律相談会や社会保険労務士による年金相談会を開催しています。また、小・中学生を対象とした農業体験を開催するなど、社会貢献に努めています。

さらに、生活活動の中で、体験を通して親子で食と農の大切さについて学ぶことを目的に「あぐりスクール」などの食農教育や食育を行っています。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

当組合で年金口座を開設していただいている方を会員として「年金友の会」を組織し、グラウンドゴルフ大会やシニアゴルフ大会等を開催しています。

(3) 情報提供活動

情報提供活動では、広報誌「あんさんぶる」の発行やパブリシティにより、地域に向けて情報を発信するとともに、ホームページでの情報提供も行っています。

ホームページのURLは、<https://www.jaise.jp/>です。

8. リスク管理の状況

● リスク管理の体制

【リスク管理基本方針】

はじめに

組合員・利用者の皆さまに安心して当JAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要である。

当JAにおいて引き続き高い信頼性を維持していくために、有効な内部管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類と定義、リスク管理の組織体制と仕組み等、リスク管理の基本的な体系を整備している。

当JAは、この基本方針に基づき、各種リスク量等のモニタリングによる収益とリスクの適切な把握と管理、適切な資産の自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めるものとする。

1 基本的な考え方

(1) 「リスク」とは

当JAが管理すべきリスクとは「経営に負の影響（何らかの損失）を与える事象が発生する可能性や発生した場合の影響度」を指す。

(2) リスク管理の目的

リスクが顕在化しその影響度が許容水準に照らして過大である場合には、JAの経営は極めて不安定な状態となり、社会からの信頼は大きく揺らぐことになると同時に農業の発展への寄与という社会的使命と組合員から託された役割を果たすことが極めて困難な状態となる。一方で、安定的な収益を確保するためには不確実性を内包した様々な業務の実施が必要となるため、こうした事態に陥らないようリスクを適切に管理していくことが当JAの経営にとって重要な課題である。

当JAにおけるリスク管理とは「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを、当JAとして許容できるレベル内で調整し、そのために必要な施策を行うこと」を指し、そうした取組みによって「経営の安定性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持すること」を目的とする。

なお、リスク管理においてはリスクの一方的な抑制ばかりではなく、経営としての収益性も念頭に置き、双方のバランスのとれたコントロールを目指す必要がある。

(3) リスク管理の進め方

当JAにおいては、規制対応および事業継続を確保する目的から、農協法第11条の2で規定されている経営の健全性確保を遵守するために、法令で定められた要件に基づく規制資本に関するマネジメント（規制資本管理）を実施するとともに、主要なリスクを総体的に把握しリスクの受け皿となる自己資本との比較・対照管理を行うことにより、収益、リスク、資本を統合的にマネジメントするための管理体制の整備を目指すものとする。

2 管理を要するリスクと対応方針

当JAにおいて管理するリスクと対応方針は以下のとおり。なお、今後、必要に応じて追加していくものとする。

(1) 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少もしくは消失し、当JAが損失を被るリスクをいう。

個別の重要案件又は大口案件については理事会においてその対応方針を決定し対応を図るものとする。また、通常の貸出取引においては、本店に担当部署を設置し各支店と連携を図りながら与信審査を行う。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行うものとする。

貸出取引においては資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を行うとともに、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組むものとする。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めるものとする。

(2) 市場リスク

金利、株式、為替などの価格やレートの変動、あるいはその他の資産価格の変動により、資産・負債の価値や収益が変動し、損失を被るリスクをいう。

市場リスクを的確にコントロールし、収益及び財務の健全化を図るため、ALM（資産と負債の総合管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めるものとする。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオ（資産構成）の状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行うものとする。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定した方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行うものとする。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかをチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告するものとする。

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引

ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいう。

市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際の検討を行うものとする。

(4) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいい、主に事務リスク、法務リスク、システムリスクなどがこれにあたる。

事務リスク、法務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映できるようにする。

①事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことをいう。

②法務リスク

法務リスクとは、経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結等により金融機関が損失を被ったり、取引上のトラブルが発生するリスクをいう。

③システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクをいう。

(5) 大規模自然災害リスク

大規模自然災害リスクとは、地震や風水害をはじめとする自然災害による人的・物的被害を被るリスクをいう。

大規模自然災害リスクに対しては、あらかじめ被害を想定した事業継続計画（BCP）の策定を行い、迅速な意思決定と情報伝達を行い、適切に対処することで、災害による影響および被害の極小化を行うものとする。

3 リスク管理態勢

(1) 体制整備の考え方

リスク管理を適切に実行するために、JA全体がその重要性を十分に認識した上で、リスク管理にかかる意思決定組織、協議体、業務担当部署等を設置し、各々の役割責任を明確に定義して、実施体制を整備するものとする。

(2) 組織上の役割・責任分担

リスク管理は経営の根幹に係るものであり、経営陣はリスク管理の基本方針や個別リスクの管理方法、リスクテイクの業務運営戦略等の協議・決定を行い、十分な管理が行われる態勢を整備する責任を負うものとする。

また、管理者を始めとする関係者・関係部署は、リスク管理にかかる各責任を分担し、管理プロセスを的確に構築し、実施する役割を負うものとする。

(3) リスク管理を担当する部署

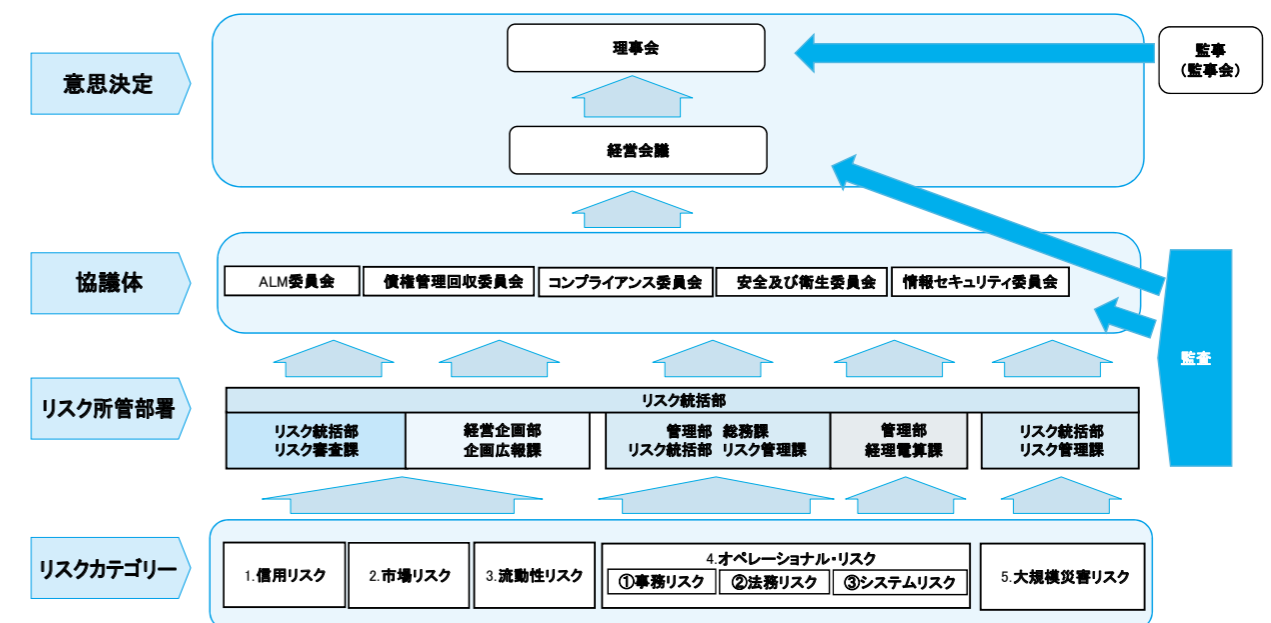
リスク管理業務を担当する部署は、「リスク管理体制図」のとおりとする。

なお、リスク管理部署は、リスク管理のために必要なデータをシステム等から自由に取得し、各部署から必要に応じて報告・説明・データ提供を求めることができるものとする。

(4) 監査

監査は、リスク管理にかかる内部管理態勢や管理手法が適切かどうか、内部統制の仕組みは遵守されているか等の評価を行い、必要に応じて適切なリスク管理態勢の構築に向けた指導を行うものとする。

【リスク管理体制図】



●法令遵守体制

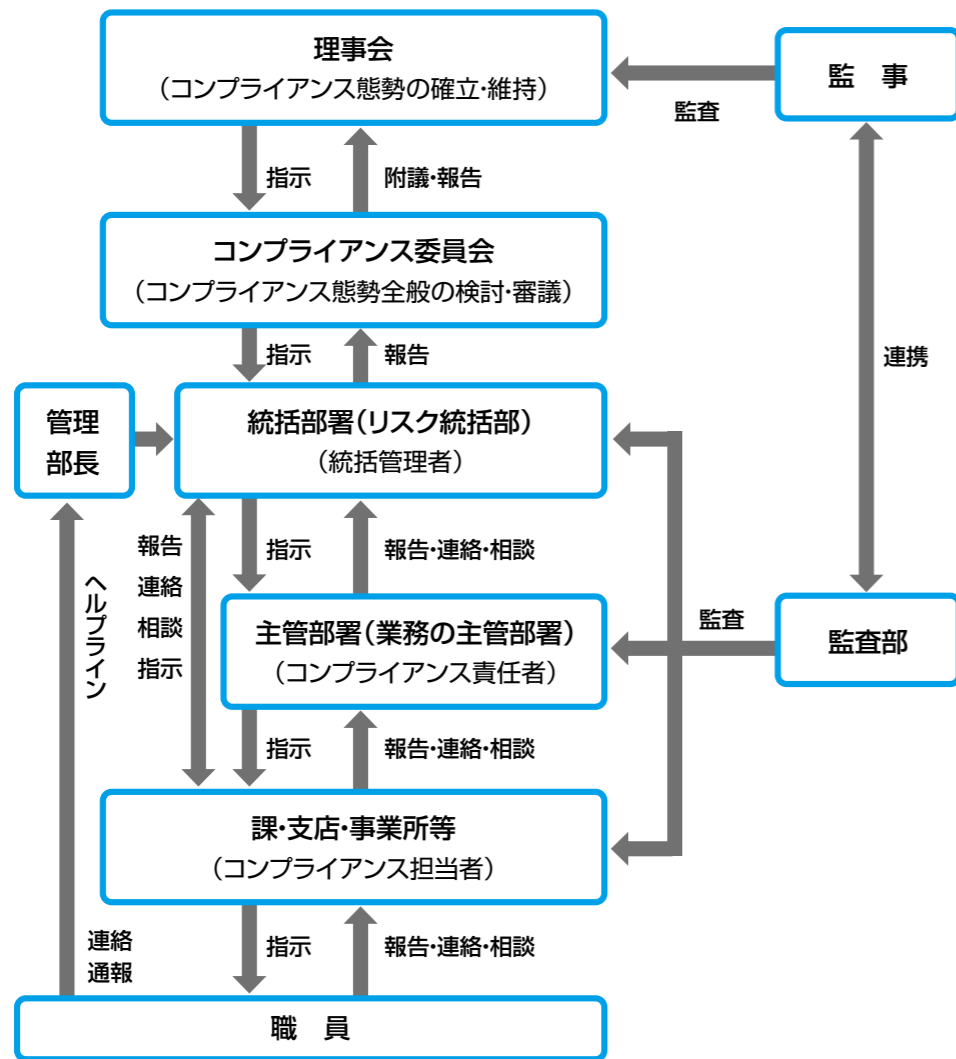
【コンプライアンス基本方針】

- 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

【コンプライアンス運営態勢】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

【コンプライアンス体制図】



●反社会的勢力との取引排除

【マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針】

当組合は、事業を行うにつまじ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力等に対して、次のとおり断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

- (運営等) 当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。
- (マネー・ローンダリング等の防止) 当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
- (反社会的勢力等との決別) 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
- (組織的な対応) 当組合は、反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。
- (外部専門機関との連携) 当組合は、警察、公益財団法人暴力追放三重県民センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

●金融ADR制度への対応

【苦情処理措置の内容】

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

- 〈当組合の苦情等受付窓口〉
- ◇当組合の本支店営業窓口
 - ◇JAバンク相談・苦情等受付窓口
電話番号：0596-62-1123 受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休日を除く）
 - ◇JA共済相談・苦情等受付窓口
電話番号：0596-67-2030 受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休日を除く）
 - ◇一般社団法人JAバンク相談所
電話番号：03-6837-1359 受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休日を除く）
 - ◇JA共済相談受付センター（JA共済連全国本部）
電話番号：☎0120-536-093 受付時間：午前9時～午後6時（月～金曜日）、午前9時～午後5時（土曜日）（日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除く）

【紛争解決措置の内容】

当組合では、組合員・利用者の紛争解決措置として、次の外部機関が利用できます。

◆信用事業

弁護士会名	電話番号	受付時間
愛知県弁護士会紛争解決センター※	052-203-1777	月～金（祝日・年末年始を除く） 10:00～16:00
公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）	一般社団法人JAバンク相談所を通じてのご利用となります。	

*利用に際しては当組合の苦情等受付窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、（※）の付いた弁護士会には、直接紛争解決をお申し出いただくことも可能です。

◆共済事業

- （一社）日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757) <https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>
- （一財）自賠責保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>
- （公財）日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>
- （公財）交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>
- 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

*各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。当組合の苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

●内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店・各事業所のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

●金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

●金融円滑化にかかる基本的方針

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

●個人情報保護の取り扱い方針

【個人情報保護方針】

当組合は、組合員・利用者等の皆さまの個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守
当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
特定個人情報とは、番号法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。
2. 利用目的
当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
3. 適正取得
当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 安全管理措置
当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員及び委託先を適正に監督します。
個人データとは、保護法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5. 匿名加工情報の取扱い
当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。
6. 第三者提供の制限
当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
7. 機微（センシティブ）情報の取扱い
当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
8. 開示・訂正等
当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。
9. 苦情窓口
当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
10. 継続的改善
当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【情報セキュリティ基本方針】

当組合は、組合員・利用者等の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

●貸出運営についての考え方

当組合は、地域発展に役立つ地域密着型金融機関をめざし、農業者への制度資金による農業支援、さらにより皆さまにご利用いただけるように住宅資金やマイカーローンによる融資の拡大、また三重県農協信用保証センター・三重県農業信用基金協会の債務保証による地域産業への融資拡大に努めています。

■9. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、リスクと収益のバランスを考えた運用先の選定を行った結果、令和4年3月末における自己資本比率は、11.88%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	伊勢農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参入した額	6,329百万円（前年度6,242百万円）

■10. 主要な業務の内容

●事業の内容

◆信用事業

貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。また、JA伊勢・三重県信連・農林中央金庫という三段階の組織が機能的に結びつき、地域の金融機関として大きな役割を担い、幅広い活動を行っています。

○貯金業務

組合員はもちろん地域の皆さまからの貯金をお預かりし、着実な資金作りをお手伝いしています。当座貯金、普通貯金、総合口座（一般口、経済口）、貯蓄貯金、定期積金、定期貯金などの各種貯金を、目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

○融資業務

組合員への融資をはじめ、地域の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金を融資しています。また、地方公共団体等へも融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。

○為替業務

全国のJA・県信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網を結び、当組合の窓口から全国の金融機関への送金や、手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

○国債窓口販売

国債（利付・割引国庫債券および個人向け国債）の窓口販売の取り扱いを行っています。

○サービス・その他

当組合では、全国オンラインシステムを利用して、年金・給与などの各種自動受取、公共料金・税金などの各種自動支払や、事業主の皆さまのための給与振込サービス・口座振込サービスなどをお取り扱いしています。また、全国のJAでの貯金の出し入れ、銀行・信用金庫などでも現金のお引き出しのできるキャッシュサービスやネットバンクなど、幅広いサービスに努めています。

◆共済事業

組合員・利用者一人ひとりの生涯保障の確立を目指し、「信頼関係・安心感・身近さ」の強化に取り組んでいます。また、組合員・利用者が健康で安心して暮らせる地域社会づくりに貢献するため、満足度の高い事業を目指しています。

◆購買事業

組合員・利用者の要望に応える生産資材の安価供給に努めています。また、消費者ニーズに合った安全・安心な生活物資の提供に取り組んでいます。

◆販売事業

地域の農業振興を实践し、多彩な生産販売体制を整備しつつ、共販体制の拡充、農畜産物のブランド化と地域特性を活かした多面的な販路拡大による有利販売に取り組んでいます。

◆営農活動

体制を強化して地域に応じた農業振興計画の实践を通じて、活力ある「伊勢の農業」の振興に取り組み、農業経営の安定を目指しています。

◆農業経営事業

地場産業の振興に向けて、主要品目である「イチゴ」と「甘藷」の生産に取り組んでいます。

◆資産管理事業

組合員の資産保全と土地有効活用対策等、資産管理への支援を進め、次世代へ資産が安心して承継できる諸施策に取り組んでいます。

◆介護福祉事業

介護保険事業として介護保険制度の普及・啓発を図り、居宅介護支援事業および訪問介護事業等を行い、相互扶助の精神をもって質の高い介護サービスの提供に取り組んでいます。

◆旅行事業

多彩な企画商品と利用者にご満足のいただけるサービスの提供に取り組んでいます。

◆生活活動

組合員の健康で豊かなくらしを守り、文化的でうまいのある生活を目指し、生活活動に取り組んでいます。

●系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当組合の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

(1) 「JAバンクシステム」のしくみ

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

(2) 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2021年3月末における残高は1,652億円となっています。

(3) 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

(4) 貯金保険制度

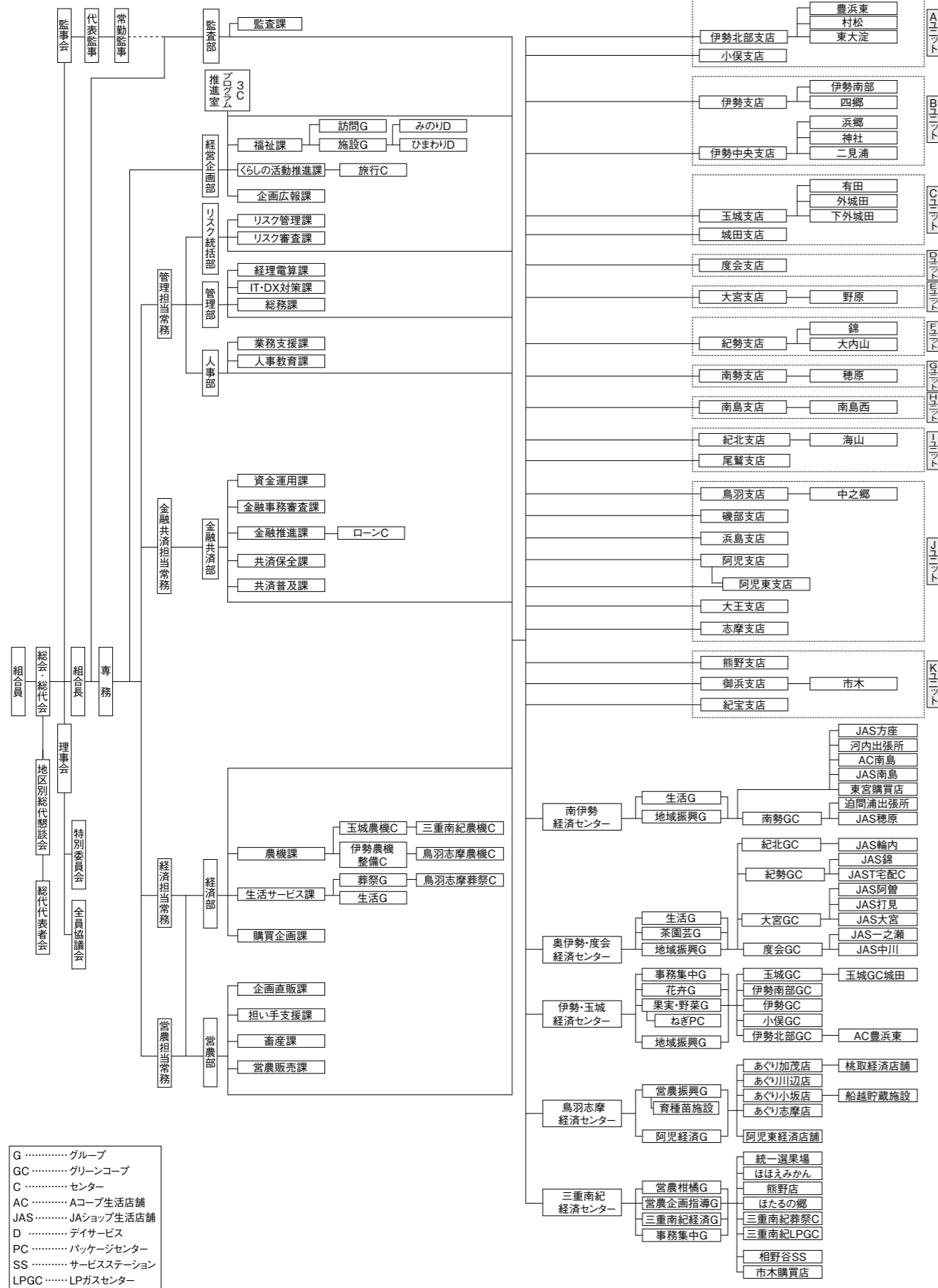
貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備残高は、2021年3月末現在で4,522億円となっています。

11. 経営の組織

●組織機構図

(令和4年7月1日現在)



●組合員数

	令和2年度末	令和3年度末	増減
正組合員数	22,430人	21,906人	▲524
個人	22,352人	21,827人	▲525
法人	78人	79人	1
准組合員数	24,307人	24,623人	316
個人	24,219人	24,538人	319
法人	88人	85人	▲3
合計	46,737人	46,529人	▲208

●地区一覧 (令和4年4月1日現在)

伊勢市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町、尾鷲市、紀北町、鳥羽市、志摩市、熊野市、御浜町、紀宝町

●組合員組織の状況

(令和4年3月31日時点)

組織名	構成員数
J A伊勢女性部	1,007名
年金友の会	33,200名
伊勢北部青壮年部会	8名
J A伊勢いちご部会	80名
J A伊勢キャベツ部会	42名
J A伊勢トマト部会	12名
J A伊勢玉城ぶどう部会	14名
J A伊勢玉城柿部会	86名
J A伊勢玉城梨部会	11名
J A伊勢御園胡瓜部会	4名
J A伊勢小俣梨部会	6名
J A伊勢振興野菜部会	77名
J A伊勢水耕部会	2名
J A伊勢青ねぎ部会	29名
J A伊勢蓮台寺柿部会	47名
J A伊勢プロックリー部会	5名
J A伊勢玉城いちご女性部	12名
J A伊勢スマート農業研究会	19名
イセフラワークラブ	6名
コスモス部会	7名
フレッシュおばた	11名
J A伊勢トルコ部会	6名
J A伊勢バラ部会	9名
J A伊勢菊部会	7名
J A伊勢洋花部会	7名
露地野菜部会 (オクラ)	7名
なばな部会	16名
度会共販茶振興部会	7名
大宮茶部会	20名
七保和牛部会	13名
マルゴ柑橘部	90名

組織名	構成員数
梅部会	34名
J A伊勢青色申告会	249名
J A伊勢磯部イチゴ部会	4名
J A伊勢阿児イチゴ部会	2名
J A伊勢迫子イチゴ部会	2名
伊勢農業協同組合特別栽培米コシヒカリ部会	21名
ストック部会	2名
鳥羽志摩 in ショップ部会	74名
御浜稲作研究会	12名
熊野市農業研究会	10名
相野谷肉用牛生産組合	1名
三重南紀農林畜産水産物直売部会	565名
三重南紀女性部会 (柑橘)	394名
三重南紀温州部会	537名
三重南紀中晩柑部会	407名
(三重南紀カラ部会)	(161)名
(三重南紀伊予柑部会)	(12)名
(三重南紀デコボン部会)	(191)名
(三重南紀甘夏部会)	(73)名
(三重南紀セミノール部会)	(105)名
(三重南紀サマーフレッシュ部会)	(21)名
(三重南紀レモン部会)	(41)名
三重南紀青年部会	38名
三重南紀ハウス部会	11名
リースハウス部会	25名
金山柑橘経営研究同志会	10名
志原柑橘生産同志会	10名
三重南紀みかん地域運営委員会	132名
神木柑橘研究会	16名

12. 役員構成

(令和4年6月末現在)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	西村 隆行	理事	西村 敏裕
専務理事	酒徳 雅明	〃	中桐 周平
常務理事	小林 太造	〃	樋口 巧
〃	上村 武	〃	松永 孝
〃	坂口 正明	〃	木田 三男
〃	向井 英仁	〃	上村 昌芳
理事	山田 信人	〃	濱村 治幸
〃	西村 善行	〃	宇田 豊生
〃	多田 靖	〃	山形 美弥子
〃	森川 正弘	〃	山本 範光
〃	古布 章宏	〃	市ノ木 山実
〃	森井 利昇	〃	鈴木 克和
〃	辻村 敏	〃	植地 増己
〃	野中 穂積	〃	南 浩枝
〃	渡邊 昌行	〃	松田 裕美
〃	沖塚 尚	代表監事	水谷 和弘
〃	小林 久男	常勤監事	川端 利生
〃	亀田 宏之	監事	大仲 隆紀
〃	橋川 健一	〃	古川 善正
〃	瀧 和史	〃	中野 秀典
〃	小山 浩也	〃	竹内 久晴
〃	木戸 秀索	員外監事	北川 元洋

13. 会計監査人の名称

みのり監査法人 (令和4年6月現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE 田町

14. 事務所の名称及び所在地

(令和4年4月1日現在)

名称	所在地	電話番号
本店	度会郡度会町大野木 1858	0596-62-1125
伊勢北部支店	伊勢市西豊浜町 2011	0596-37-2311
伊勢北部支店豊浜東	伊勢市東豊浜町 330	0596-37-2102
伊勢北部支店村松	伊勢市村松町 4009	0596-37-2045
伊勢北部支店東大淀	伊勢市東大淀町 485	0596-37-2152
小俣支店	伊勢市小俣町相合 634	0596-22-2121
伊勢支店	伊勢市河崎 1-4-35	0596-25-1175
伊勢支店四郷	伊勢市楠部町乙 581-1	0596-22-3377
伊勢支店伊勢南部	伊勢市上野町 1215-1	0596-39-1128
伊勢中央支店	伊勢市御園町長屋 462	0596-22-3557
伊勢中央支店神社	伊勢市神社港 359	0596-36-4644
伊勢中央支店浜郷	伊勢市黒瀬町 49-3	0596-22-2583
伊勢中央支店二見浦	伊勢市二見町茶屋 302-2	0596-42-1101
城田支店	伊勢市上地町 1810	0596-22-3645
玉城支店	度会郡玉城町佐田 130	0596-58-2155
玉城支店有田	度会郡玉城町長更 141	0596-58-3058
玉城支店外城田	度会郡玉城町蚊野 2023	0596-58-2481
玉城支店下外城田	度会郡玉城町小社曾根 776-16	0596-58-3051
度会支店	度会郡度会町大野木 1783-2	0596-62-1122
大宮支店	度会郡大紀町滝原 1000	0598-86-2019
大宮支店野原	度会郡大紀町野原 1321-1	0598-85-0009
紀勢支店	度会郡大紀町崎 2016-5	0598-74-1311
紀勢支店錦	度会郡大紀町錦 205-1	0598-73-3121
紀勢支店大内山	度会郡大紀町大内山 777-1	0598-72-2321
南勢支店	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 960	0599-66-0005
南勢支店穂原	度会郡南伊勢町伊勢路 1107-3	0599-65-3003
南島支店	度会郡南伊勢町賛浦 59-1	0596-72-1311
南島支店南島西	度会郡南伊勢町村山 981	0596-76-0008
紀北支店	北牟婁郡紀北町東長島 926-7	0597-47-1166
紀北支店海山	北牟婁郡紀北町相賀 827-1	0597-32-1127
尾鷲支店	尾鷲市野地町 12-7	0597-22-1536
鳥羽支店	鳥羽市岩倉町 315-1	0599-25-2902
鳥羽支店中之郷	鳥羽市鳥羽 3-32-21	0599-25-2305
磯部支店	志摩市磯部町迫間 32-3	0599-55-2050
浜島支店	志摩市浜島町浜島 1787-85	0599-53-0004
阿児支店	志摩市阿児町鶴方 2402-5	0599-43-0034
阿児東支店	志摩市阿児町甲賀 1482-1	0599-45-8500
大王支店	志摩市大王町波切 3928-2	0599-72-0003
志摩支店	志摩市志摩町和具 88-1	0599-85-0074
熊野支店	熊野市有馬町 1368-1	0597-89-6606
御浜支店	南牟婁郡御浜町阿田和 4694-4	05979-2-2006
御浜支店市木	南牟婁郡御浜町下市木 2551	05979-2-1013
紀宝支店	南牟婁郡紀宝町成川 40	0735-22-8471

(ATM 設置台数 77 台)

15. 直近の2事業年度における財産の状況

●貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	令和2年度	令和3年度	負債・純資産の部	令和2年度	令和3年度
1 信用事業資産	471,497,330	488,128,257	1 信用事業負債	469,856,499	486,917,378
(1) 現金	1,474,292	1,617,307	(1) 貯金	468,689,847	485,324,919
(2) 預金	341,055,653	342,006,004	(2) 借入金	144,369	104,137
系統預金	337,044,521	334,498,945	(3) その他の信用事業負債	892,283	1,358,321
系統外預金	4,011,131	7,507,059	未払費用	188,749	169,533
(3) 金銭の信託	1,974,642	3,008,036	その他の負債	703,533	1,188,788
(4) 有価証券	62,196,418	67,201,579	(4) 債務保証	130,000	130,000
国債	7,750,900	12,373,120	2 共済事業負債	1,748,286	1,811,999
地方債	7,092,196	6,244,295	(1) 共済資金	1,105,358	1,190,906
政府保証債	772,260	659,870	(2) 未経過共済付加収入	642,928	621,092
社債	27,992,892	29,336,302	3 経済事業負債	1,549,043	1,364,605
株式	-	53,058	(1) 経済事業未払金	545,832	514,584
受益証券	16,115,535	14,912,544	(2) 経済受託債務	982,090	836,807
投資証券	2,472,633	3,622,388	(3) その他の経済事業負債	21,120	13,213
(5) 貸出金	64,114,108	73,576,535	4 雑負債	1,070,526	930,601
(6) その他の信用事業資産	840,778	858,907	(1) 未払法人税等	204,000	201,000
未収収益	363,607	368,350	(2) 資産除去債務	98,575	99,220
その他の資産	477,171	490,556	(3) その他の負債	767,950	630,380
(7) 債務保証見返	130,000	130,000	5 諸引当金	2,326,215	2,132,572
(8) 貸倒引当金	▲ 288,564	▲ 270,113	(1) 賞与引当金	244,910	235,624
2 共済事業資産	15,118	11,738	(2) 退職給付引当金	1,487,264	1,350,483
(1) その他の共済事業資産	15,118	11,738	(3) 役員退職慰労引当金	39,035	47,441
3 経済事業資産	2,689,277	2,612,345	(4) 特例業務負担金引当金	555,005	499,024
(1) 経済事業未収金	1,188,842	1,250,197	6. 再評価に係る繰延税金負債	1,080,979	1,065,870
(2) 経済受託債権	801,922	652,955			
(3) 棚卸資産	545,106	562,708	負債の部合計	477,631,551	494,223,027
購買品	434,773	451,649	1 組合員資本	20,827,966	21,711,375
販売品	1,306	2,248	(1) 出資金	6,242,993	6,329,485
その他の棚卸資産	109,026	108,811	(2) 利益剰余金	14,627,312	15,435,117
(4) その他の経済事業資産	165,305	153,885	利益準備金	5,857,823	6,107,823
(5) 貸倒引当金	▲ 11,899	▲ 7,402	その他利益剰余金	8,769,489	9,327,294
4 雑資産	888,691	798,347	ライセンスセンター積立金	20,000	20,000
(1) 雑資産	888,691	798,348	営農指導事業基盤強化積立金	220,000	220,000
(2) 貸倒引当金	▲ 0	▲ 0	信用事業基盤強化積立金	560,000	560,000
5 固定資産	12,241,486	11,824,290	教育基金積立金	30,000	30,000
(1) 有形固定資産	12,218,345	11,804,110	経営安定対策積立金	5,449,000	5,949,000
建物	12,752,840	12,728,542	特別積立金	701,576	701,576
構築物	1,178,985	1,177,543	当期末処分剰余金	1,788,912	1,846,718
機械装置	2,670,975	2,673,461	(うち当期末剰余金)	(1,071,936)	(966,071)
土地	8,314,516	8,232,410	(3) 処分未済持分	▲ 42,339	▲ 53,227
その他の有形固定資産	1,183,322	1,185,902	2 評価・換算差額等	4,095,372	3,014,245
減価償却累計額	▲ 13,882,295	▲ 14,193,750	(1) その他有価証券評価差額金	2,113,143	1,071,396
(2) 無形固定資産	23,141	20,180	(2) 土地再評価差額金	1,982,228	1,942,849
6 外部出資	15,129,294	15,126,639			
(1) 外部出資	15,129,294	15,126,639	純資産の部合計	24,923,338	24,725,621
系統出資	14,747,070	14,741,645	負債及び純資産の部合計	502,554,890	518,948,649
系統外出資	359,224	361,994			
子会社等出資	23,000	23,000			
7 繰延税金資産	93,692	447,029			
資産の部合計	502,554,890	518,948,649			

●損益計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	科目	令和2年度	令和3年度
1 事業総利益	7,141,704	6,947,517	(13) 利用事業収益	938,962	913,156
事業収益	13,944,213	11,738,967	(14) 利用事業費用	713,313	687,302
事業費用	6,802,509	4,791,449	利用事業総利益	225,648	225,854
(1) 信用事業収益	4,194,339	4,088,428	(15) 宅地等供給事業収益	2,804	956
資金運用収益	3,712,595	3,717,854	(16) 宅地等供給事業費用	194	245
(うち預金利息)	(2,257,148)	(2,217,599)	宅地等供給事業総利益	2,609	710
(うち有価証券利息)	(722,499)	(768,094)	(17) 介護福祉事業収益	175,239	174,447
(うち貸出金利息)	(649,279)	(648,808)	(18) 介護福祉事業費用	171,797	165,868
(うちその他受入利息)	(83,668)	(83,351)	介護福祉事業総利益	3,441	8,578
役員取引等収益	126,144	129,089	(19) 農業経営事業収益	8,300	11,639
その他事業直接収益	208,562	67,419	(20) 農業経営事業費用	3,531	7,021
その他経常収益	147,037	174,065	農業経営事業総利益	4,768	4,618
(2) 信用事業費用	568,254	486,713	(21) 旅行事業収益	4,000	6,065
資金調達費用	275,713	233,723	(22) 旅行事業費用	557	561
(うち貯金利息)	(262,897)	(223,282)	旅行事業総利益	3,443	5,504
(うち給付補填備金繰入)	(7,645)	(4,482)	(23) その他事業収益	74,421	71,771
(うち借入金利息)	(1,464)	(1,074)	(24) その他事業費用	59,608	54,304
(うちその他支払利息)	(3,707)	(4,883)	その他事業総利益	14,813	17,467
役員取引等費用	62,032	57,532	(25) 指導事業収入	57,744	37,781
その他経常費用	230,508	195,457	(26) 指導事業支出	107,286	78,786
(うち貸倒引当金繰入額)	(57)	(-)	指導事業収支差額	▲ 49,541	▲ 41,005
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(▲ 18,450)	2 事業管理費	5,984,053	5,847,851
信用事業総利益	3,626,084	3,601,715	(1) 人件費	4,427,597	4,309,866
(3) 共済事業収益	2,203,137	2,136,277	(2) 業務費	595,550	600,332
共済付加収入	2,048,919	1,990,568	(3) 諸税負担金	179,462	174,242
その他の収益	154,218	145,709	(4) 施設費	764,787	752,666
(4) 共済事業費用	116,116	120,140	(5) その他事業管理費	16,654	10,743
共済推進費	41,605	43,414	事業利益	1,157,650	1,099,665
共済保全費	74,509	76,715	3 事業外収益	317,926	395,766
その他の費用	1	10	(1) 受取雑利息	2,037	1,926
共済事業総利益	2,087,021	2,016,136	(2) 受取出資配当金	179,684	183,871
(5) 購買事業収益	5,970,153	4,013,099	(3) 賃貸料	48,070	40,614
購買品供給高	5,879,261	3,672,112	(4) 償却債権取立益	11,779	5,836
購買手数料	-	250,763	(5) 雑収入	76,354	163,517
修理サービス料	45,409	46,772	4 事業外費用	3,781	8,998
その他の収益	45,483	43,452	(1) 貸倒引当金戻入益	▲ 35	▲ 0
(6) 購買事業費用	4,992,426	3,135,362	(2) 寄付金	1,966	5,853
購買品供給原価	4,865,450	2,975,811	(3) 雑損失	1,850	3,144
購買品供給費	25,297	24,550	経常利益	1,471,796	1,486,434
その他の費用	101,678	135,001	5 特別利益	28,538	17,580
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 36,381)	(▲ 3,622)	(1) 固定資産処分益	6,304	-
購買事業総利益	977,727	877,737	(2) 一般補助金	20,402	17,580
(7) 販売事業収益	336,317	302,543	(3) 火災共済金	1,831	-
販売品販売高	85,479	57,296	6 特別損失	89,534	213,682
販売手数料	193,836	191,737	(1) 固定資産処分損	21,787	9,791
その他の収益	57,001	53,508	(2) 固定資産圧縮損	20,173	17,580
(8) 販売事業費用	109,281	86,926	(3) 減損損失	43,154	186,310
販売品販売原価	75,889	50,373	(4) 外部出資評価損	4,420	-
その他の費用	33,392	36,553	税引前当期利益	1,410,800	1,290,332
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 987)	(▲ 874)	法人税、住民税及び事業税	280,911	301,910
販売事業総利益	227,035	215,616	法人税等調整額	57,952	22,350
(9) 保管事業収益	10,916	14,265	法人税等合計	338,863	324,260
(10) 保管事業費用	3,451	5,031	当期剰余金	1,071,936	966,071
保管事業総利益	7,464	9,233	当期首繰越剰余金	688,135	841,267
(11) 加工事業収益	64,549	11,481	再評価差額金取崩額	28,840	39,379
(12) 加工事業費用	53,363	6,131	当期末処分剰余金	1,788,912	1,846,718
加工事業総利益	11,186	5,350			

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式・・・移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
 - ①時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
 - ②時価のないもの・・・移動平均法による原価法

2 金銭信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品（数量管理）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (2) 購買品（売価管理）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (3) 販売品（数量管理）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (4) 販売品（売価管理）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (5) その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

4 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の方法によります。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）での定額法により償却しています。
- (3) リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

5 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。なお、10,000千円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。上記以外の債権のうち正常先及びその他の要管理先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対

する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

- (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。
- (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末支給額を計上しています。
- (5) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

6 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

8 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

9 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
- (2) 米共同計算
当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。そのうち、米については販売を当組合が再委託した全農県本部が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

(3) 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への債権を、貸借対照表の経済事業未収金に計上しております。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しております。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益のその他の収益に計上しております。

なお、素牛の受入高については、損益計算書の購買品供給原価に、素牛の供給高については、購買品供給高に計上しております。

II 表示方法の変更に関する注記

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を適用し、当事業年度より固定資産の減損に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

III 会計上の見積りの変更に関する注記

固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 43,154千円
- (2) その他の情報

- ①算出方法
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。
- ②主要な仮定
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和2年12月の事業収支見込を基に作成した場所別損益見込を基礎として算出しており、当該見込以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。
- ③翌年度の計算書類に与える影響
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,893,863千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)		
種 類	圧縮額	
建 物	622,306	
構 築 物	167,669	
機 械 装 置	995,522	
土 地	87,540	
車 両 運 搬 具	1,070	
工 具 器 具 備 品	19,753	

2 担保に供している資産

以下の資産は公金事務取扱の担保に供しています。
(単位：千円)

種 類	金 額
20年利付国債99回	1,000,000
定期預金	2,000

上記のほか、為替決済の取引の担保として、定期預金6,200,000千円を設定しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額 148,084千円
子会社に対する金銭債務の総額 960,709千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 49,404千円

5 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は58,824千円、延滞債権額は817,661千円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,112千円です。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は895,598千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地再評価差額金に関する事項

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- (1) 再評価を行った年月日 平成12年3月31日
- (2) 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 3,957,533千円
- (3) 同法律第3条3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日政令第119号）第2条第3号に定める「地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法」により行っています。

V 損益計算書に関する注記

1 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	97,008 千円
うち事業取引高	52,935 千円
うち事業取引以外の取引高	44,072 千円
(2) 子会社との取引による費用総額	69,429 千円
うち事業取引高	32,167 千円
うち事業取引以外の取引高	37,261 千円

2 減損会計に関する事項

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

カントリーエレベーター、ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
A C豊浜東	営業店舗	土地	業務用 固定資産
J A S中川	営業店舗	土地	
J A S一之瀬	営業店舗	土地	
J A S打見	営業店舗	土地・工具器具備品	
J A S阿曾	営業店舗	土地	
J A S T宅配	営業店舗	土地	
J A S輪内	営業店舗	土地	
J A S南島	営業店舗	土地	
河内出張所	営業店舗	土地	
桃取経済店舗	営業店舗	工具器具備品	
ひまわりデイサービス	営業店舗	土地・工具器具備品	業務外 固定資産
みのりデイサービス	営業店舗	土地・工具器具備品	
伊勢市大倉町	賃貸固定資産	土地	
伊勢市村松町清水	遊休資産	土地	
伊勢市柏町宮城	遊休資産	土地	
伊勢市佐八町下条	遊休資産	土地	
伊勢市上野町上久保	遊休資産	土地	
伊勢市上野町大津野	遊休資産	土地	
度会郡度会町大野木栃木	遊休資産	建物	
度会郡度会町中之郷字親原	遊休資産	土地	
度会郡南伊勢町東宮出屋敷	遊休資産	土地	
志摩市浜島町浜島字丸山	遊休資産	土地	
志摩市大王町波切字塚原	遊休資産	土地	
志摩市大王町船越字丸木	遊休資産	土地	
志摩市大王町名田字堂山	遊休資産	土地	
志摩市大王町畔名字本田	遊休資産	土地	
志摩市志摩町和具字濱田	遊休資産	土地	
志摩市志摩町越賀字五反ノ内	遊休資産	土地	
志摩市阿児町神明字長沢	遊休資産	建物・土地	
志摩市阿児町甲賀字前田	遊休資産	土地	
志摩市阿児町国府字下ノ東	遊休資産	土地	
志摩市阿児町安乗字長り山	遊休資産	土地	
南牟婁郡御浜町大字下市木字濱	遊休資産	土地	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

業務用固定資産については事業利益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については遊休状態にあり、将来の用途が定まっていないことから減損の兆候に該当しております。このうち、賃貸固定資産及び遊休資産は、正味売却価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

場所	減損損失額	減損損失額内訳		
		建物	土地	工具器具備品
A C豊浜東	91	-	91	-
J A S中川	390	-	390	-
J A S一之瀬	95	-	95	-
J A S打見	904	-	229	675
J A S阿曾	214	-	214	-
J A S T宅配	114	-	114	-
J A S輪内	143	-	143	-
J A S南島	28	-	28	-
河内出張所	277	-	277	-
桃取経済店舗	403	-	-	403
ひまわりデイサービス	1,069	-	204	864
みのりデイサービス	1,616	-	986	629
伊勢市大倉町	626	-	626	-
伊勢市村松町清水	41	-	41	-
伊勢市柏町宮城	86	-	86	-
伊勢市佐八町下条	174	-	174	-
伊勢市上野町上久保	2,242	-	2,242	-
伊勢市上野町大津野	122	-	122	-
度会郡度会町大野木栃木	4,336	4,336	-	-
度会郡度会町中之郷字親原	213	-	213	-
度会郡南伊勢町東宮出屋敷	55	-	55	-
志摩市浜島町浜島字丸山	139	-	139	-
志摩市大王町波切字塚原	1,130	-	1,130	-
志摩市大王町船越字丸木	595	-	595	-
志摩市大王町名田字堂山	35	-	35	-
志摩市大王町畔名字本田	302	-	302	-
志摩市志摩町和具字濱田	840	-	840	-
志摩市志摩町越賀字五反ノ内	224	-	224	-
志摩市阿児町神明字長沢	25,999	1,225	24,774	-
志摩市阿児町甲賀字前田	101	-	101	-
志摩市阿児町国府字下ノ東	110	-	110	-
志摩市阿児町安乗字長り山	85	-	85	-
南牟婁郡御浜町大字下市木字濱	337	-	337	-
合 計	43,154	5,561	35,019	2,573

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。

3 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、14,405千円の棚卸評価損が含まれています。

VI 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体、その他金融機関などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券や、金融機関への預け金による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産

の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が5,054,249千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について管理し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	341,055,653	341,373,677	318,023
有価証券			
満期保有目的の債券	1,597,232	1,789,711	192,478
その他有価証券	60,599,185	60,599,185	-
貸出金(*1)	64,117,565		
貸倒引当金(*2)	▲288,564		
貸倒引当金控除後	63,829,000	64,983,575	1,154,574
資産計	467,081,073	468,746,150	1,665,077
貯金	468,689,847	468,947,269	257,422
負債計	468,689,847	468,947,269	257,422

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金3,456千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	15,129,294
合 計	15,129,294

(*1) 外部出資については時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	337,055,653	-	-	-	-	4,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	1,452,500
その他有価証券のうち満期があるもの	1,669,998	2,542,468	3,752,658	2,806,028	2,085,408	42,951,277
貸出金 (*1、2)	6,833,049	5,486,750	3,888,359	3,972,501	3,155,375	40,531,932
合 計	345,588,701	8,059,219	7,671,017	6,808,530	5,270,783	88,935,709

(* 1) 貸出金のうち、当座貸越 1,522,718 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(* 2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等 246,140 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	421,724,866	16,388,915	20,201,116	4,827,991	5,546,957	-
合 計	421,724,866	16,388,915	20,201,116	4,827,991	5,546,957	-

(* 1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

- (1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：千円)

区 分	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,000,000	1,144,200	144,200
	地方債	197,232	214,351	17,118
	社債	400,000	431,160	31,160
合 計		1,597,232	1,789,711	192,478

- (2) その他有価証券で時価のあるもの
その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：千円)

区 分	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国債	3,020,937	3,388,950	368,012
	地方債	6,408,886	6,894,963	486,077
	政府保証債	699,527	772,260	72,732
	社債	22,503,905	23,550,252	1,046,347
	受益証券	8,304,683	9,099,905	795,222
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	投資証券	2,013,289	2,443,667	430,377
	小計	42,951,230	46,149,999	3,198,769
	国債	3,450,166	3,361,950	▲ 88,216
	社債	4,099,277	4,042,640	▲ 56,637
	受益証券	7,200,000	7,015,630	▲ 184,370
投資証券	30,045	28,966	▲ 1,078	
	小計	14,779,490	14,449,186	▲ 330,303
合 計		57,730,720	60,599,185	2,868,465

なお、上記差額から繰延税金負債 765,977 千円を差し引いた額 2,102,488 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国債	2,416,112	17,973	-
社債	2,618,700	22,351	-
受益証券	1,200,460	166,009	-
合 計	6,235,272	206,334	-

3 保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4 有価証券の減損処理

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

5 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

(1) その他の金銭の信託
(単位：千円)

区 分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,574,799	1,560,000	14,799
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	399,843	400,000	▲ 156
合 計	1,974,642	1,960,000	14,642

なお、上記差額から繰延税金負債 3,987 千円を差し引いた額 10,655 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

Ⅷ 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

1 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1) 期首における退職給付債務	4,016,669
(2) 勤務費用	191,742
(3) 利息費用	8,536
(4) 数理計算上の差異の発生額	▲ 6,061
(5) 退職給付の支払額	▲ 416,333
(6) 期末における退職給付債務 (1) + (2) + (3) + (4) + (5)	3,794,552

2 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1) 期首における年金資産	2,315,921
(2) 期待運用収益	21,056
(3) 数理計算上の差異の発生額	▲ 405
(4) 年金資産への拠出金	181,902
(5) 退職給付の支払額	▲ 290,721
(6) 期末における年金資産 (1) + (2) + (3) + (4) + (5)	2,227,752

3 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

(1) 退職給付債務	3,794,552
(2) 年金資産	▲ 2,227,752
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	1,566,800
(4) 未認識数理計算上の差異	▲ 79,535
(5) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4)	1,487,264
(6) 退職給付引当金 = (5)	1,487,264

4 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

(1) 勤務費用	191,742
(2) 利息費用	8,536
(3) 期待運用収益	▲ 21,056
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	48,071
(5) 合計 (1) + (2) + (3) + (4)	227,294

5 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会

(単位：千円)

(1) 一般勘定	1,089,547
(2) 合計	1,089,547

全国農林漁業団体共済会

(単位：千円)

(1) 債券	717,069
(2) 年金保険投資	295,933
(3) 現金及び預金	68,292
(4) その他	56,910
(5) 合計 (1) + (2) + (3) + (4)	1,138,205

6 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1) 割引率	0.289%
(2) 長期期待運用収益率	0.909%

Ⅸ 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 (単位：千円)

繰延税金資産 (A)	867,050
退職給付引当金	404,982
減価償却超過	2,331
構築物 (重油タンク)	2,361
有価証券簿価下げ (減損処理)	4,424
賞与引当金	66,689
賞与引当に係る未払社会保険料	11,033
特例業務負担金引当金	151,128
貸倒引当金	7,267
貸出金未収利息	4,103
貸倒損失	51,269
役員退職慰労引当金	10,629
未払事業税	15,994
減損損失 (土地)	118,791
減損損失 (減価償却資産)	186,647
資産除去債務	26,842
臨時損失否認額 (阿曾浦)	12,089
減価償却超過 (無形・有税)	8,991
一括償却資産	2,943
外部出資評価損	1,203
中央会賦課金	9,207
棚卸資産評価損	3,931
土地償却 (鳥羽志摩)	93,253
給油前受金	1,263
土地償却 (三重南紀)	6,178
その他	2,297
評価性引当額	▲ 338,804
繰延税金負債 (B)	▲ 773,358
全農外部出資 (みなし配当)	▲ 2,017
資産除去債務 (固定資産増加額)	▲ 910
不動産投資信託	▲ 465
その他有価証券評価差額金	▲ 769,964
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	93,692

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

税効果会計適用後の法人税等の負担率と、法定実効税率との間に法定実効税率の 5% を超える差異がないため、記載を省略しております。

《令和3年度》

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券 (株式形態の外部出資を含む) の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法 (定額法)
(2) 子会社株式・・・移動平均法による原価法
(3) その他有価証券
① 時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法)
② 市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

2 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託 (合同運用を除く。) において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記 1 の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品 (数量管理)・・・総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)
(2) 購買品 (売価管理)・・・売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)

- (3) 販売品 (数量管理)・・・総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)
(4) 販売品 (売価管理)・・・売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)
(5) その他の棚卸資産 (原材料・貯蔵品)・・・最終仕入原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)

4 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 (リース資産を除く) については定率法 (ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物 (附属設備は除く) 並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法) を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の方法によります。
(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間 (5 年) での定額法により償却しています。
(3) リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

5 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込を控除した残額との差額を引き当てています。

なお、1,000万円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権のうち正常先及びその他の要注意先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

- (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。
- (4) 役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (5) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

6 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。収益認識にかかる計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ① 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ② 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ③ 保管事業
組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ④ 加工事業
組合員が生産した農畜産物を原料として、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑤ 利用事業
カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑥ 宅地等供給事業
組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。
- ⑦ 農業経営事業
安定的な農産物の提供、新規就農者等の育成、農業技術・経営の実証・研究等を目的とした事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、生産物を引き渡す義務または役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、生産物の引き渡し時点または、施設の利用時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑧ 旅行事業
利用者等の要望に応える旅行・催しの企画提案、またサービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に契約を完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑨ 介護福祉事業
要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑩ 指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

8 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

9 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
- (2) 米共同計算
当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。そのうち、米については販売を当組合が再委託した全農本部が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。
- (3) 預託家畜
当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への債権を、貸借対照表の経済事業未収金に計上しております。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しております。当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益のその他の収益に計上しております。なお、素牛の収益認識については、当組合が代理人として購買品の供給に関与していると認識し、損益計算書の購買手数料に純額で計上しております。
- (4) 当組合が代理人として関する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

II 会計方針の変更に関する注記

- 1 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

- (1) 代理人取引に係る収益認識
財またはサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。この結果、当事業年度の購買事業収益及び購買事業費用が2,128,769千円減少しております。これにより、事業収益及び事業費用が2,128,769千円減少しております。

- 2 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

III 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 186,310千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和3年12月に作成した事業収支見込を基に作成した場所別損益見込を基礎として算出しており、当該見込以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,910,443千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	圧縮額
建 物	620,385
構 築 物	176,933
機 械 装 置	1,004,523
土 地	87,540
車 両 運 搬 具	1,070
器 具 ・ 備 品	19,989

2 担保に供している資産

以下の資産は公金事務取扱の担保に供しています。

(単位：千円)

種 類	金 額
20年利付国債99回	1,000,000
定期預金	2,000

上記のほか、為替決済の取引の担保として、定期預金6,200,000千円を設定しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額 146,539千円
子会社に対する金銭債務の総額 1,022,500千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 理事に対する金銭債権の総額 41,157千円

5 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ (2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は397,577 千円、危険債権額は422,372千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額はありません。なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額の合計額は819,950千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地再評価差額金に関する事項

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成12年3月31日
- 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 3,966,290千円
- 同法律第3条3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令119号)第2条第3号に定める「地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法」により行っています。

V 損益計算書に関する注記

1 子会社等との事業取引による取引高の総額及び 事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	88,989千円
うち事業取引高	51,647千円
うち事業取引以外の取引高	37,342千円
(2) 子会社との取引による費用総額	81,333千円
うち事業取引高	35,524千円
うち事業取引以外の取引高	45,809千円

2 減損会計に関する事項

- 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与

していることから、共用資産と認識しております。
カントリーエレベーター、ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。
当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他	
A C豊浜東	営業店舗	土地	業務用 固定資産	
J A S中川	営業店舗	土地		
J A S一之瀬	営業店舗	土地		
J A S打見	営業店舗	土地		
J A S阿曾	営業店舗	土地		
J A S T宅配	営業店舗	土地		
J A S輪内	営業店舗	土地		
河内出張所	営業店舗	土地		
ひまわりデイサービス	営業店舗	器具備品・土地		
みのりデイサービス	営業店舗	土地		
三重南紀L P Gセンター	営業店舗	建物・構築物・長期前払費用		
相野谷給油所	営業店舗	機械装置・器具備品		
三重南紀葬祭センター	営業店舗	建物・器具備品・土地		
伊勢市大倉町	賃貸固定資産	土地		業務外 固定資産
鳥羽市浦村町字村内	賃貸固定資産	土地		
志摩市阿児町国府字上ノ東	賃貸固定資産	土地		
志摩市阿児町志島	賃貸固定資産	建物・土地		
志摩市志摩町和具字川辺	賃貸固定資産	土地		
熊野市二木島町字西	賃貸固定資産	土地		
熊野市二木島町字中	賃貸固定資産	土地		
南牟婁郡御浜町大字阿田和字先湊	賃貸固定資産	土地		
南牟婁郡紀宝町井田字馬場地	賃貸固定資産	土地		
南牟婁郡紀宝町鶴殿字里地	賃貸固定資産	土地		
南牟婁郡紀宝町鮎田字和田	賃貸固定資産	土地		
伊勢市村松町清水	遊休資産	土地		
伊勢市上野町大津野	遊休資産	土地		
伊勢市上野町上久保	遊休資産	土地		
伊勢市佐八町下条	遊休資産	土地		
度会郡度会町中之郷字親原	遊休資産	土地		
度会郡度会町臨出字御所裏	遊休資産	建物・器具備品・土地		
度会郡南伊勢町神津佐	遊休資産	建物・土地		
度会郡南伊勢町相賀浦村	遊休資産	建物・土地・長期前払費用		
度会郡南伊勢町東宮出屋敷	遊休資産	土地		
度会郡南伊勢町切原	遊休資産	建物・構築物		
志摩市阿児町国府字下ノ東	遊休資産	土地		
志摩市阿児町甲賀字前田	遊休資産	土地		
志摩市阿児町甲賀字前田	遊休資産	土地		
志摩市阿児町立神字西配	遊休資産	土地		
志摩市阿児町安楽字長り山	遊休資産	土地		
志摩市阿児町神明字里中	遊休資産	土地		
志摩市浜島町浜島字丸山	遊休資産	土地		
志摩市大王町畔名字本田	遊休資産	土地		
志摩市大王町船越字丸木	遊休資産	土地		
志摩市大王町波切字塚原	遊休資産	建物・土地		
志摩市大王町名田字堂山	遊休資産	土地		
志摩市志摩町和具字濱田	遊休資産	土地		
志摩市志摩町布施田字根中	遊休資産	土地		
志摩市志摩町片田字浦	遊休資産	土地		
志摩市志摩町越賀字五反ノ内	遊休資産	土地		
熊野市波田須町字樫木原	遊休資産	土地		
熊野市磯崎町字向井	遊休資産	土地		
南牟婁郡御浜町大字下市木字濱	遊休資産	土地		
南牟婁郡御浜町大字阿田和字平見	遊休資産	建物		
南牟婁郡紀宝町井田字王子谷	遊休資産	土地		
南牟婁郡紀宝町桐原	遊休資産	建物		

(2) 減損損失の認識に至った経緯

業務用固定資産については当該店舗の事業利益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産のうち、伊勢市大倉町、鳥羽市浦村町字村内、志摩市阿児町国府字上ノ東、志摩市阿児町志島、志摩市志摩町和具字川辺、熊野市二木島町字西、熊野市二木島町字中、南牟婁郡御浜町大字阿田和字先湊、南牟婁郡紀宝町井田字馬場地、南牟婁郡紀宝町鶴殿字里地、南牟婁郡紀宝町鮎田字和田については使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
さらに、その他の業務外固定資産については遊休状態にあり、回収可能価額が帳簿価額を下回る額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定 資産の種類ごとの減損損失の内訳

場所	減損損失額	減損損失額内訳			
		建物	構築物	土地	その他
A C豊浜東	857	-	-	857	-
J A S中川	3,142	-	-	3,142	-
J A S一之瀬	660	-	-	660	-
J A S打見	469	-	-	469	-
J A S阿曾	2,267	-	-	2,267	-
J A S T宅配	1,173	-	-	1,173	-
J A S輪内	830	-	-	830	-
河内出張所	978	-	-	978	-
ひまわりデイサービス	2,060	-	-	1,624	435
みのりデイサービス	1,549	-	-	1,549	-
三重南紀L P Gセンター	3,969	763	90	-	3,115
相野谷給油所	1,060	-	-	-	1,060
三重南紀葬祭センター	92,843	80,135	171	11,906	628
伊勢市大倉町	1,235	-	-	1,235	-
鳥羽市浦村町字村内	651	-	-	651	-
志摩市阿児町国府字上ノ東	1,918	-	-	1,918	-
志摩市阿児町志島	3,438	2,731	-	707	-
志摩市志摩町和具字川辺	356	-	-	356	-
熊野市二木島町字西	1,469	-	-	1,469	-
熊野市二木島町字中	339	-	-	339	-
南牟婁郡御浜町大字阿田和字先湊	666	-	-	666	-
南牟婁郡紀宝町井田字馬場地	1,427	-	-	1,427	-
南牟婁郡紀宝町鶴殿字里地	2,454	-	-	2,454	-
南牟婁郡紀宝町鮎田字和田	725	-	-	725	-
伊勢市村松町清水	161	-	-	161	-
伊勢市上野町大津野	667	-	-	667	-
伊勢市上野町上久保	367	-	-	367	-
伊勢市佐八町下条	174	-	-	174	-
度会郡度会町中之郷字親原	1,183	-	-	1,183	-
度会郡度会町臨出字御所裏	25,784	19,691	-	6,088	5
度会郡南伊勢町神津佐	8,141	1,396	-	6,295	449
度会郡南伊勢町相賀浦村	2,746	1,369	-	1,361	15
度会郡南伊勢町東宮出屋敷	64	-	-	64	-
度会郡南伊勢町切原	342	336	6	-	-
志摩市阿児町国府字下ノ東	943	-	-	943	-
志摩市阿児町甲賀字前田	1,162	-	-	1,162	-
志摩市阿児町甲賀字前田	202	-	-	202	-
志摩市阿児町立神字西配	2,357	-	-	2,357	-
志摩市阿児町安楽字長り山	1,181	-	-	1,181	-
志摩市阿児町神明字里中	1,330	-	-	1,330	-
志摩市浜島町浜島字丸山	470	-	-	470	-
志摩市大王町畔名字本田	931	-	-	931	-
志摩市大王町船越字丸木	2,480	-	-	2,480	-
志摩市大王町波切字塚原	3,063	198	-	2,864	-
志摩市大王町名田字堂山	35	-	-	35	-
志摩市志摩町和具字濱田	895	-	-	895	-
志摩市志摩町布施田字根中	2,437	-	-	2,437	-
志摩市志摩町片田字浦	819	-	-	819	-
志摩市志摩町越賀字五反ノ内	885	-	-	885	-
熊野市波田須町字樫木原	225	-	-	225	-
熊野市磯崎町字向井	28	-	-	28	-
南牟婁郡御浜町大字下市木字濱	449	-	-	449	-
南牟婁郡御浜町大字阿田和字平見	38	38	-	-	-
南牟婁郡紀宝町井田字王子谷	186	-	-	186	-
南牟婁郡紀宝町桐原	4	4	-	-	-
合計	186,310	106,666	268	73,665	5,710

(4) 回収可能価額の算定方法

志摩市阿児町国府字上ノ東、南牟婁郡御浜町大字阿田和字先湊、南牟婁郡紀宝町鶴殿字里地の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は9.2%です。
その他の固定資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。

3 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、15,209千円の棚卸評価損が含まれています。

VI 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体、その他金融機関などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券や、金融機関への預け金による運用を行っています。
- 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等

に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が6,061,652千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について管理し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。

種 類	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	342,006,004	342,376,764	370,759
有価証券			
満期保有目的の債券	1,568,688	1,725,876	157,188
その他有価証券	65,632,890	65,632,890	-
貸出金	73,576,535		
貸倒引当金 (*1)	▲ 270,113		
貸倒引当金控除後	73,306,421	74,125,000	818,578
資産計	482,514,005	483,860,531	1,346,526
貯金	485,324,919	485,507,987	183,067
負債計	485,324,919	485,507,987	183,067

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項に従い、経過措置を適用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは (1) の金融商品の時価情報には含まれておりません。

種 類	貸借対照表計上額
外部出資 (*1)	15,126,639
合 計	15,126,639

(* 1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	334,385,379	-	-	-	-	7,500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	30,000	30,000	30,000	30,000	430,000	1,022,500
その他有価証券のうち満期があるもの	2,477,877	3,193,048	1,994,898	1,849,418	3,825,828	46,696,703
貸出金 (*1、2)	7,483,918	4,301,078	4,340,406	3,515,847	3,099,503	50,613,716
合 計	344,377,175	7,524,126	6,365,304	5,395,266	7,355,331	105,832,919

(* 1) 貸出金のうち、当座貸越 1,447,689 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(* 2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等 222,065 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	432,792,560	22,175,441	22,922,112	5,367,139	2,067,664	-
合 計	432,792,560	22,175,441	22,922,112	5,367,139	2,067,664	-

(* 1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

区 分	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	1,000,000	1,116,900	116,900
	地方債	168,688	184,296	15,608
	社債	400,000	424,680	24,680
	合 計	1,568,688	1,725,876	157,188

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

区 分	種 類	取得原価 または償却原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価または 償却原価を超えるもの	国債	2,519,426	2,811,800	292,373
	地方債	5,680,526	6,075,607	395,080
	政府保証債	599,602	659,870	60,267
	社債	18,463,306	19,220,192	756,886
	株式	48,189	53,058	4,868
	受益証券	3,674,333	4,191,445	517,111
	投資証券	2,914,616	3,460,949	546,332
小計	33,900,001	36,472,923	2,572,921	
貸借対照表計上額が 取得原価または 償却原価を超えないもの	国債	8,851,768	8,561,320	▲ 290,448
	社債	9,875,879	9,716,109	▲ 159,770
	受益証券	11,400,216	10,721,099	▲ 679,116
	投資証券	173,959	161,438	▲ 12,521
	小計	30,301,823	29,159,967	▲ 1,141,856
合 計	64,201,825	65,632,890	1,431,064	

なお、上記差額から繰延税金負債 373,858 千円を差し引いた額 1,057,206 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当期中に売却したその他有価証券

種 類	売却額	売却益	売却損
国債	1,824,983	29,174	-
地方債	705,472	5,484	-
政府保証債	100,466	511	-
社債	403,178	3,178	-
受益証券	682,148	25,789	-
投資証券	6,113	1,551	-
合 計	3,722,361	65,688	-

3 保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

(1) その他の金銭の信託

区 分	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	1,947,485	1,920,000	27,485
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	1,060,551	1,068,537	▲ 7,985
合 計	3,008,036	2,988,537	19,499

なお、上記差額から繰延税金負債 5,309 千円を差し引いた額 14,189 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

VIII 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

1 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)
(1) 期首における退職給付債務	3,794,552
(2) 勤務費用	178,687
(3) 利息費用	10,963
(4) 数理計算上の差異の発生額	▲ 58,365
(5) 退職給付の支払額	▲ 439,007
(6) 期末における退職給付債務 (1) + (2) + (3) + (4) + (5)	3,486,831

2 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)
(1) 期首における年金資産	2,227,752
(2) 期待運用収益	19,276
(3) 数理計算上の差異の発生額	5,599
(4) 年金資産への拠出金	208,007
(5) 退職給付の支払額	▲ 300,037
(6) 期末における年金資産 (1) + (2) + (3) + (4) + (5)	2,160,599

3 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位：千円)
(1) 退職給付債務	3,486,831
(2) 年金資産	▲ 2,160,599
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	1,326,232
(4) 未認識数理計算上の差異	24,251
(5) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4)	1,350,483
(6) 退職給付引当金 = (5)	1,350,483

4 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位：千円)
(1) 勤務費用	178,687
(2) 利息費用	10,963
(3) 期待運用収益	▲ 19,276
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	39,821
(5) 合計 (1) + (2) + (3) + (4)	210,196

5 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会

	(単位：千円)
(1) 一般勘定	1,080,878
(2) 合計	1,080,878

全国農林漁業団体共済会

	(単位：千円)
(1) 債券	691,021
(2) 年金保険投資	291,524
(3) 現金及び預金	43,188
(4) その他	53,986
(5) 合計 (1) + (2) + (3) + (4)	1,079,721

6 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1) 割引率	0.438%
(2) 長期期待運用収益率	0.865%

IX 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

	(単位：千円)
繰延税金資産 (A)	829,974
退職給付引当金	367,736
減価償却超過	2,315
構築物 (重油タンク)	2,047
有価証券簿価下げ (減損処理)	3,709
賞与引当金	64,160
賞与引当に係る未払社会保険料	10,589
特例業務負担引当金	135,884
貸出金未収利息	3,986
貸倒損失	49,215
役員退職慰労引当金	12,918
未払事業税	17,084
減損損失 (土地)	126,312
減損損失 (減価償却資産)	205,161
資産除去債務	27,017
臨時損失否認額 (阿曾浦)	12,089
減価償却超過 (無形・有税)	9,193
一括償却資産	2,285
外部出資評価損	1,203
中央会賦課金	9,158
棚卸資産評価損	4,141
土地償却 (鳥羽志摩)	93,253
給油前受金	1,283
土地償却 (三重南紀)	6,178
その他	1,675
評価性引当額	▲ 338,627
繰延税金負債 (B)	▲ 382,945
全農外部出資 (みなし配当)	▲ 2,017
資産除去債務 (固定資産増加額)	▲ 744
不動産投資信託	▲ 1,015
その他有価証券評価差額金	▲ 379,168
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	447,029

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

	(単位：%)
法定実効税率	27.23
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.82
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 1.97
事業分量配当	▲ 2.93
住民税均等割等	1.85
評価性引当額の増減	1.21
法人税額の特別控除	▲ 0.11
前期末未払法人税等計上過大	▲ 0.04
その他	▲ 0.95
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.13

X 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 (6) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

●剰余金処分計算書

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
1 当期末処分剰余金	1,788,912	1,846,718
2 剰余金処分額	947,645	900,411
(1) 利益準備金	250,000	200,000
(2) 任意積立金 (経営安定対策積立金)	500,000 (500,000)	500,000 (500,000)
(3) 出資配当金(年率)	61,196 (1.0%)	61,672 (1.0%)
(4) 事業分量配当金	136,449	138,738
3 次期繰越剰余金	841,267	946,306

注)

1. 事業の利用分量に対する配当の基準は次のとおりです。

(令和2年度)

定期性貯金(定期貯金・定期積金・積立式定期)の令和2年度中の平均残高に対して0.06%の割合で支払う。

予約購買 肥料農薬購入金額に対して4%の割合で支払う。

共同防除 精算金額に対して2%の割合で支払う。

水稻育苗 1箱あたり30円を支払う。

※予約購買、共同防除、水稻育苗については別途消費税を支払う。

(令和3年度)

定期性貯金(定期貯金・定期積金・積立式定期)の令和3年度中の平均残高に対して0.06%の割合で支払う。

予約購買 肥料農薬購入金額に対して4%の割合で支払う。

共同防除 精算金額に対して2%の割合で支払う。

水稻育苗 1箱あたり30円を支払う。

※予約購買、共同防除、水稻育苗については別途消費税を支払う。

2. 任意積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準・取崩基準は、次のとおりです。

名称：経営安定対策積立金

積立目的：新たな会計基準(税効果会計、時価会計、退職給付会計及び減損会計等)の適用、資産の償却及び有価証券の価格下落による負担の増加にも対応し、組合経営の安定及び健全な発展を図ることを目的とする。

積立基準、目標額：毎事業年度計画的に積み立てし、80億円を限度とする。

取崩基準：目標額に達しない場合であっても、次の事象が生じた場合に理事会の決議により必要と認められた額を取り崩す。

- ①新たな会計基準等への対応等により、多額の損失が生じた場合
- ②債権等資産の償却及び固定資産の減損処理により、多額の損失が生じた場合
- ③有価証券の運用により多額の損失が生じた場合
- ④繰延税金資産の取り崩しにより、多額の損失が生じた場合

3. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれております。

令和2年度 54,000千円 令和3年度 50,000千円

●部門別損益計算書 (令和2年度)

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	14,040,886	4,194,339	2,203,137	4,657,368	2,929,864	56,176	
事業費用 ②	6,899,182	568,254	116,116	3,910,032	2,203,721	101,058	
事業総利益(①-②) ③	7,141,704	3,626,084	2,087,021	747,336	726,143	▲44,881	
事業管理費 ④	5,984,053	1,936,008	1,622,633	1,125,872	1,044,786	254,752	
(うち人件費 ⑤)	(4,427,597)	(1,190,460)	(1,393,669)	(863,699)	(772,028)	(207,740)	
(うち減価償却費 ⑥)	(237,930)	(82,278)	(32,017)	(61,240)	(49,749)	(12,645)	
※うち共通管理費 ⑦		387,185	146,625	94,473	109,189	17,535	▲755,009
(うち人件費 ⑧)		(230,805)	(87,405)	(56,316)	(65,089)	(10,452)	(▲450,069)
(うち減価償却費 ⑨)		(19,196)	(7,269)	(4,684)	(5,413)	(869)	(▲37,433)
事業利益(③-④) ⑩	1,157,650	1,690,075	464,387	▲378,536	▲318,642	▲299,634	
事業外収益 ⑪	317,926	150,452	60,185	45,069	53,649	8,570	
※うち共通分 ⑫		121,171	45,887	29,565	34,171	5,487	▲236,283
事業外費用 ⑬	3,781	1,798	747	524	611	98	
※うち共通分 ⑭		1,648	624	402	464	74	▲3,213
経常利益(⑩+⑪-⑬) ⑮	1,471,796	1,838,729	523,825	▲333,991	▲265,604	▲291,163	
特別利益 ⑯	28,538	13,191	5,288	3,597	5,786	674	
※うち共通分 ⑰		12,526	4,743	3,056	3,532	567	▲24,426
特別損失 ⑱	89,534	41,998	17,754	12,641	14,749	2,390	
※うち共通分 ⑲		37,803	14,316	9,224	10,661	1,712	▲73,717
税引前当期利益(⑮+⑯-⑱) ⑳	1,410,800	1,809,922	511,360	▲343,034	▲274,568	▲292,879	
営農指導事業分配額 ㉑		110,415	79,077	51,839	51,546	▲292,879	
営農指導事業分配後 税引前当期利益(㉑-㉒) ㉒	1,410,800	1,699,506	432,282	▲394,874	▲326,114		

※ ⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

(注1)

上記、部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「合計」欄は、各事業の収益、費用の合計値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益96,673千円、事業費用96,673千円)を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注2)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 人頭割 + 人件費・減価償却費を除いた事業管理費 + 事業利益割による配分
- (2) 営農指導事業 均等割 + 事業総利益割による配分

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共通管理費等	51.3%	19.4%	12.5%	14.5%	2.3%	100.0%
営農指導事業	37.7%	27.0%	17.7%	17.6%		100.0%

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産	合 計
事業別の総資産	486,355,447	3,582,644	7,308,352	2,429,094	149,087	2,730,264	502,554,890
総資産(共通資産配分後)※	487,755,587	4,112,871	7,649,986	2,823,946	212,498		502,554,890
(うち固定資産)	(3,590,904)	(1,520,712)	(4,897,329)	(2,076,859)	(155,680)		(12,241,486)

※ 共通資産の他部門への配分基準

人頭割 + 人件費・減価償却費を除いた事業管理費 + 事業利益割による配分

●部門別損益計算書 (令和3年度)

(単位：千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	11,781,914	4,088,428	2,136,277	3,080,607	2,440,881	35,718	
事業費用 ②	4,834,396	486,713	120,140	2,381,410	1,773,219	72,912	
事業総利益 (①-②) ③	6,947,517	3,601,715	2,016,136	699,197	667,661	▲ 37,193	
事業管理費 ④	5,847,851	1,992,838	1,535,324	1,094,146	979,144	246,397	
うち人件費 ⑤	(4,309,866)	(1,206,827)	(1,312,004)	(872,097)	(714,835)	(204,101)	
うち減価償却費 ⑥	(193,461)	(79,106)	(30,822)	(30,102)	(47,603)	(5,826)	
※うち共通管理費 ⑦		432,127	159,999	101,280	114,761	20,795	▲ 828,963
うち人件費 ⑧		(263,778)	(97,666)	(61,823)	(70,052)	(12,693)	(▲ 506,013)
うち減価償却費 ⑨		(18,851)	(6,979)	(4,418)	(5,006)	(907)	(▲ 36,162)
事業利益 (③-④) ⑩	1,099,665	1,608,876	480,812	▲ 394,949	▲ 311,482	▲ 283,591	
事業外収益 ⑪	395,766	235,094	87,028	30,664	36,312	6,666	
※うち共通分 ⑫		79,062	29,273	18,530	20,996	3,804	▲ 151,668
事業外費用 ⑬	8,998	4,480	1,726	1,145	1,409	236	
※うち共通分 ⑭		4,309	1,595	1,010	1,144	207	▲ 8,267
経常利益 (⑩+⑪-⑬) ⑮	1,486,434	1,839,490	566,114	▲ 365,429	▲ 276,579	▲ 277,161	
特別利益 ⑯	17,580	1,344	497	15,315	357	64	
※うち共通分 ⑰		1,344	497	315	357	64	▲ 2,580
特別損失 ⑱	213,682	102,291	38,427	39,758	28,107	5,097	
※うち共通分 ⑲		100,884	37,353	23,644	26,792	4,854	▲ 193,529
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱) ⑳	1,290,332	1,738,543	528,184	▲ 389,872	▲ 304,330	▲ 282,194	
営農指導事業分配賦額 ㉑		108,080	75,910	49,383	48,819	▲ 282,194	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (㉑-㉒) ㉒	1,290,332	1,630,463	452,274	▲ 439,256	▲ 353,149		

※ ⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

(注1)

上記、部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「合計」欄は、各事業の収益、費用の合計値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益42,946千円、事業費用42,946千円)を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注2)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

人頭割 + 人件費・減価償却費を除いた事業管理費 + 事業利益割による配分

(2) 営農指導事業

均等割 + 事業総利益割による配分

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合計
共通管理費等	52.1%	19.3%	12.2%	13.8%	2.5%	100.0%
営農指導事業	38.3%	26.9%	17.5%	17.3%		100.0%

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産	合計
事業別の総資産	502,892,755	3,528,224	7,112,285	2,298,764	113,344	3,003,274	518,948,649
総資産(共通資産配分後)※ (うち固定資産)	504,458,321 (3,496,819)	4,107,891 (1,474,814)	7,479,215 (4,762,109)	2,714,536 (1,936,660)	188,684 (153,887)		518,948,649 (11,824,290)

※ 共通資産の他部門への配分基準

人頭割 + 人件費・減価償却費を除いた事業管理費 + 事業利益割による配分

●会計監査人の監査

令和2年度および令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

■16. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

●最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益(事業収益)	10,334	10,089	15,349	14,040	11,781
信用事業収益	3,041	3,046	4,695	4,194	4,088
共済事業収益	1,426	1,402	2,286	2,203	2,136
農業関連事業収益	3,613	3,776	5,216	4,657	3,080
その他事業収益	2,252	1,863	3,151	2,986	2,476
経常利益	756	1,030	1,465	1,471	1,486
当期剰余金(*1)	350	569	1,230	1,071	966
出資金	4,367	4,314	6,286	6,242	6,329
(出資口数)	(4,367,279)	(4,314,064)	(6,286,799)	(6,242,993)	(6,329,485)
純資産額	17,432	18,126	23,633	24,923	24,725
総資産額	331,743	342,322	485,224	502,554	518,948
貯金等残高	308,366	317,694	451,671	468,689	485,324
貸出金残高	42,118	41,945	60,060	64,114	73,576
有価証券等残高	35,481	42,003	55,333	62,196	67,201
剰余金配当金額					
・出資配当の額	43	63	92	61	61
・事業利用分量配当の額	86	89	125	136	138
正職員数	381人	364人	550人	536人	516人
常勤臨時雇用者	246人	256人	433人	405人	381人
単体自己資本比率(*2)	13.59%	12.82%	11.94%	11.87%	11.88%

(*1) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

(*2) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

※信託業務の取り扱いを行っておりません。

※平成30年度以前の実績数値は旧JA伊勢のものであります。

■17. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

●利益総括表

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	増減
資金運用収支	3,436	3,484	48
役員取引等収支	64	71	7
その他信用事業収支	125	46	▲ 79
信用事業粗利益	3,626	3,601	▲ 25
(信用事業粗利益率)	0.78%	0.75%	▲ 0.03%
事業粗利益	7,284	7,082	▲ 202
(事業粗利益率)	1.43%	1.35%	▲ 0.08%
事業純益	1,299	1,237	▲ 62
実質事業純益	1,300	1,235	▲ 65
コア事業純益	1,091	1,167	76
(投資信託解約損益を除く)	1,091	1,118	27

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	459,755	3,711	0.81%	475,645	3,717	0.78%
うち預金	336,738	2,340	0.69%	347,798	2,300	0.66%
うち有価証券等	58,245	722	1.24%	59,468	768	1.29%
うち貸出金	64,772	649	1.00%	68,377	648	0.95%
資金調達勘定	466,470	275	0.06%	482,581	233	0.05%
うち貯金・定積	465,665	270	0.06%	481,574	227	0.05%
うち借入金	805	5	0.63%	1,006	5	0.59%
総資金利ざや(※)			0.33%			0.32%

注)

※総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)

※資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和2年度増減額	令和3年度増減額
受取利息	39	5
うち預金	6	▲39
うち有価証券等	21	45
うち貸出金	11	▲0
支払利息	▲56	▲41
うち貯金	▲56	▲42
うち借入金	▲3	0
差引	96	47

注)

※増減額は前年度対比です。

※資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

●貯金に関する指標

▼科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	令和2年度	令和3年度	増減
流動性貯金	151,032 (32.4)	162,737 (33.7)	11,704
定期性貯金	314,349 (67.5)	318,572 (66.1)	4,222
その他の貯金	282 (0.0)	265 (0.0)	▲16
計	465,665 (100.0)	481,574 (100.0)	15,909
譲渡性貯金	-(-)	-(-)	-
合計	465,665 (100.0)	481,574 (100.0)	15,909

注)

1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

▼定期貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和2年度	令和3年度	増減
定期貯金	307,572 (100.0)	314,091 (100.0)	6,519
うち固定自由金利定期	307,465 (99.9)	313,992 (99.9)	6,527
変動自由金利定期	107 (0.0)	99 (0.0)	▲7

注)

1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

3. () 内は構成比です。

●貸出金等に関する指標

▼科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	増減
手形貸付	296	266	▲29
証書貸付	53,688	54,819	1,131
当座貸越	1,678	1,473	▲204
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	9,108	11,817	2,709
合計	64,771	68,377	3,605

▼貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

	令和2年度	令和3年度	増減
固定金利貸出	32,220 (50.2)	29,656 (40.3)	▲2,564
変動金利貸出	17,372 (27.0)	21,797 (29.6)	4,424
その他	14,520 (22.6)	22,122 (30.0)	7,602
合計	64,114 (100.0)	73,576 (100.0)	9,462

注) () 内は構成比です。

▼貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	増減
貯金等	837	736	▲101
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	627	580	▲47
その他担保物	570	458	▲112
計	2,035	1,775	▲260
農業信用基金協会保証	11,166	10,861	▲304
県保証センター	18,424	16,946	▲1,477
その他保証	8,791	13,287	4,496
計	38,381	41,094	2,712
信用	23,696	30,707	7,010
合計	64,114	73,576	9,462

▼債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	増減
貯金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
計	-	-	-
信用	130	130	-
合計	130	130	-

▼貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	増減
農業経営近代化資金	436	484	48
制度資金	328	296	▲31
農業資金	1,720	1,676	▲45
（うち農業施設資金）	(794)	(796)	(1)
（うち農業運転資金）	(926)	(880)	(▲46)
事業資金	12,178	19,177	6,998
（うち事業施設資金）	(1,143)	(1,053)	(▲90)
（うち事業運転資金）	(11,035)	(18,124)	(7,088)
生活資金	36,053	38,821	2,768
（うち住宅関連資金）	(33,192)	(36,107)	(2,914)
（うち生活関連資金）	(2,861)	(2,714)	(▲146)
その他資金	13,393	13,117	▲275
合計	64,114	73,576	9,462

▼業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

	令和2年度	令和3年度	増減
農業	3,353 (5.2)	3,243 (4.4)	▲110
林業	85 (0.1)	101 (0.1)	15
水産業	1,113 (1.7)	1,143 (1.5)	30
製造業	4,680 (7.2)	4,726 (6.4)	46
鉱業	167 (0.2)	153 (0.2)	▲14
建設業	2,838 (4.4)	2,755 (3.7)	▲83
電気・ガス・熱供給・水道業	556 (0.8)	524 (0.7)	▲32
運輸・通信業	1,937 (3.0)	2,043 (2.7)	106
卸売・小売業・飲食店	1,550 (2.4)	1,462 (1.9)	▲87
金融・保険業	9,926 (15.4)	16,874 (22.9)	6,948
不動産業	312 (0.4)	312 (0.4)	0
サービス業	7,808 (12.1)	7,929 (10.7)	121
地方公共団体	13,811 (21.5)	13,867 (18.8)	55
その他	15,971 (24.9)	18,438 (25.0)	2,467
合計	64,114 (100.0)	73,576 (100.0)	9,462

注) () 内は構成比です。

▼主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
農業	2,461	2,415	▲46
穀作	353	355	2
野菜・園芸	331	359	28
果樹・樹園農業	347	340	▲7
工芸作物	143	159	16
養豚・肉牛・酪農	582	529	▲53
養鶏・養卵	125	118	▲7
養蚕	-	-	-
その他農業	578	552	▲26
農業関連団体等	-	-	-
合 計	2,461	2,415	▲46

注)

- 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に
関係する事業に必要な資金等が該当します。
なお、上記貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
- 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
- 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

(貸出金)

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
プロパー資金	905	906	1
農業制度資金	1,555	1,509	▲46
農業近代化資金	460	503	43
その他制度資金	1,095	1,006	▲89
合 計	2,461	2,415	▲46

注)

- プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
- 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
- その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

(受託貸付金)

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
日本政策金融公庫資金	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	-	-	-

注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

●農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額				
		担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	前年度	473	89	131	252	473
	当年度	397	63	84	249	397
危険債権	前年度	403	92	273	19	385
	当年度	422	84	314	6	405
要管理債権	前年度	19	4	11	0	15
	当年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	前年度	-	-	-	-	-
	当年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	前年度	19	4	11	0	15
	当年度	-	-	-	-	-
小 計	前年度	895	185	416	272	873
	当年度	819	148	399	255	803
正常債権	前年度	63,270				
	当年度	72,823				
合 計	前年度	64,166				
	当年度	73,643				

注)

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 要管理債権：4.「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
- 三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
- 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- 正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

●経営諸指標

▼利益率

	令和2年度	令和3年度	増 減
総資産経常利益率	0.29%	0.28%	▲0.01%
資本経常利益率	6.72%	6.53%	▲0.19%
総資産当期純利益率	0.21%	0.18%	▲0.03%
資本当期純利益率	4.89%	4.24%	▲0.70%

▼貯貸率・貯証率

	令和2年度	令和3年度	増 減	
貯貸率	期末	13.68%	15.16%	1.48%
	期中平均	13.91%	14.20%	0.29%
貯証率	期末	13.27%	13.85%	0.58%
	期中平均	12.51%	12.35%	▲0.16%

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度					令和3年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	16	16		16	16	16	14		16	14
(うち信用事業)	(15)	(16)		(15)	(16)	(16)	(14)		(16)	(14)
(うち購買事業)	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)	(0)		(0)	(0)
(うち販売事業)	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)	(0)		(0)	(0)
(うちその他)	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)	(0)		(0)	(0)
個別貸倒引当金	321	283	0	321	283	283	262		283	262
(うち信用事業)	(272)	(272)	(-)	(272)	(272)	(272)	(255)		(272)	(255)
(うち購買事業)	(47)	(10)	(0)	(46)	(10)	(10)	(6)		(10)	(6)
(うち販売事業)	(1)	(1)	(-)	(1)	(1)	(1)	(0)		(1)	(0)
(うちその他)	(0)	(-)	(-)	(0)	(-)	(-)	(-)		(-)	(-)
合 計	337	300	0	337	300	300	277		300	277

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	-	-

注) 金額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺後の金額です。

●内国為替取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和2年度		令和3年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	176,819	629,188	167,663	617,064
	金額	123,644,776	192,364,383	126,290,414	190,959,591
代金取立為替	件数	271	4	245	7
	金額	76,252	1,573	114,710	33,265
雑為替	件数	21,275	18,024	19,674	16,430
	金額	12,484,295	25,393,071	12,398,411	21,429,635
合 計	件数	198,983	648,166	188,216	634,528
	金額	136,205,324	217,759,028	138,803,537	212,422,492

●有価証券に関する指標

▼種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	増 減
国債	7,271	7,705	434
地方債	6,637	5,919	▲ 718
政府保証債	699	605	▲ 94
社債	27,113	27,516	402
株式	-	17	-
その他の証券	16,523	17,704	1,180
合 計	58,245	59,468	1,222

注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

▼商品有価証券種類別平均残高

該当はありません。

▼有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めのないもの	合 計
令和2年度								
国債	-	521	-	1,000	-	6,229	-	7,750
地方債	705	1,527	612	705	471	3,069	-	7,092
政府保証債	100	-	-	-	-	671	-	772
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	804	1,229	1,968	3,053	2,258	17,436	1,242	27,992
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	2,955	2,251	4,613	5,775	-	2,992	18,588
令和3年度								
国債	-	-	-	1,000	1,979	9,394	-	12,373
地方債	200	1,923	-	898	211	3,013	-	6,244
政府保証債	-	-	-	-	-	659	-	659
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	403	1,425	3,156	1,486	2,119	19,710	1,034	29,336
株式	-	-	-	-	-	-	53	53
その他の証券	1,801	1,747	2,835	3,243	4,289	-	4,616	18,534

●有価証券等の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた 評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた 評価差額
売買目的有価証券	-	-	-	-

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差額	貸借対照表計上額	時 価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	1,000,000	1,144,200	144,200	1,000,000	1,116,900	116,900
	地方債	197,232	214,351	17,118	168,688	184,296	15,608
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	400,000	431,160	31,160	400,000	424,680	24,680
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
小 計	1,597,232	1,789,711	192,478	1,568,688	1,725,876	157,188	
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-	
合 計	1,597,232	1,789,711	192,478	1,568,688	1,725,876	157,188	

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	株式	-	-	-	53,058	48,189	4,868
	国債	3,020,937	3,388,950	368,012	2,811,800	2,519,426	292,373
	地方債	6,408,886	6,894,963	486,077	6,075,607	5,680,526	395,080
	政府保証債	699,527	772,260	72,732	659,870	599,602	60,267
	社債	22,503,905	23,550,252	1,046,347	19,220,192	18,463,306	756,886
	その他の証券	10,317,972	11,543,572	1,225,599	7,652,394	6,588,950	1,063,444
	小 計	42,951,230	46,149,999	3,198,769	36,472,923	33,900,001	2,572,921
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	国債	3,450,166	3,361,950	▲ 88,216	8,561,320	8,851,768	▲ 290,448
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	社債	4,099,277	4,042,640	▲ 56,637	9,716,109	9,875,879	▲ 159,770
	その他の証券	7,230,045	7,044,596	▲ 185,448	10,882,538	11,574,175	▲ 691,637
小 計	14,779,490	14,449,186	▲ 330,303	29,159,967	30,301,823	▲ 1,141,856	
合 計	57,730,720	60,599,185	2,868,465	65,632,890	64,201,825	1,431,064	

(2) 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	-	-	-	-

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位：千円)

	令和2年度				令和3年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

[その他の金銭の信託]

(単位：千円)

	令和2年度					令和3年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,974,642	1,960,000	14,642	1,574,799	399,843	3,008,036	2,988,537	19,499	1,947,485	1,060,551

注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

● 共済取扱実績

▼ 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
終身共済	10,427,243	350,520,963	7,521,146	328,059,575
定期生命共済	991,200	2,069,200	1,183,500	2,816,700
養老生命共済	1,679,210	101,378,233	1,199,860	87,917,011
(うち こども共済)	1,107,900	32,968,048	857,100	30,659,748
医療共済	275,000	5,824,200	258,800	4,946,200
がん共済	-	1,322,000	-	1,271,500
定期医療共済	-	3,347,000	-	2,840,200
介護共済	652,877	2,857,900	641,712	3,418,582
年金共済	-	227,300	-	194,500
建物更生共済	76,369,340	660,091,246	38,947,020	650,849,244
合計	90,394,870	1,127,638,044	49,752,038	1,082,313,513

注)

- 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。
- こども共済は、養老生命共済の内書を表示しております。

▼ 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	9,822	174,125	154	135,020
入院共済金額	-	-	1,037,466	1,215,130
がん共済	1,672	40,247	1,463	40,225
定期医療共済	-	6,858	-	5,992
合計	11,495	221,231	1,617	181,237
入院共済金額	-	-	1,037,466	1,215,130

注)

- 金額は、入院共済金額を表示しています。

▼ 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	720,282	4,027,089	711,786	4,609,661
生活障害共済(一時金型)	1,061,000	2,536,900	829,500	2,737,700
生活障害共済(定期年金型)	79,100	183,180	103,900	246,500
特定重度疾病共済	1,736,000	1,742,000	863,400	1,925,200

注)

- 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

▼ 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	1,478,898	8,736,489	378,086	8,680,604
年金開始後	-	2,209,734	-	2,165,989
合計	1,478,898	10,946,223	378,086	10,846,593

注)

- 金額は、年金年額(利率変動型年金にあつては、最低保証年金額)を表示しています。

▼ 短期共済新契約高

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
火災共済	33,605	33,639
自動車共済	1,616,143	1,607,678
傷害共済	3,206	3,211
団体定期生命共済	2,189	2,128
定額定期生命共済	118	118
賠償責任共済	1,341	971
自賠責共済	399,005	368,385
合計	2,055,610	2,016,134

注) 金額は、共済掛金額を表示しております。

●購買事業品目別取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和2年度		令和3年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
生 産 資 材				
肥料	591,711	90,910	580,292	82,572
農業	481,561	65,948	466,300	64,562
包装資材	98,356	13,755	97,827	13,789
保温資材	49,431	4,113	188,638	5,032
その他生産資材	446,492	63,083	421,594	50,726
農業機械	550,139	86,354	470,626	73,604
飼料	630,930	22,292	710,829	19,571
畜産資材	596,681	3,251	677,546	3,628
小 計	3,445,304	349,708	3,613,656	313,487
生 活 資 産				
精米	241,448	53,416	208,612	50,191
生鮮食品	271,112	39,525	298,035	36,582
一般食品	290,140	54,008	290,304	49,723
酒	33,538	4,654	30,976	4,035
日用雑貨	34,610	6,397	29,405	5,398
衣料品	16,195	2,666	17,397	2,920
テレショップ	64,593	4,729	71,145	5,166
耐久消費財	198,883	22,685	177,417	20,244
その他生活物資	141,254	30,608	128,948	28,129
LPGガス	232,081	160,687	225,809	144,450
石油類	318,995	43,077	354,953	33,946
自動車	3,506	30	6,796	49
葬祭	597,549	191,383	604,663	201,008
小 計	2,443,909	613,871	2,444,467	581,846
合 計	5,889,214	963,580	6,058,123	895,333

注)「購買事業品目別取扱実績」にかかる諸数値については、代理人取引・自家消費取引等を控除する前の残高を表示しております。

●販売事業（受託販売）品目別取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和2年度		令和3年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
米	794,133	29,481	661,658	23,987
米を除く農林産物				
麦	37,751	4,208	41,596	5,779
雑穀・豆類	17,767	2,466	15,457	2,496
野菜	450,032	9,163	437,460	8,848
果実	2,474,659	48,548	2,427,409	46,996
茶	119,159	1,147	135,316	1,314
花き・花木	504,628	10,092	600,870	12,017
ファーマーズ他	550,483	77,834	551,822	79,853
小 計	4,154,483	153,461	4,209,934	157,306
畜産物				
鶏卵・ブロイラー	42,700	341	-	-
肉用牛	1,300,549	6,617	1,445,830	7,233
肉豚	620,325	3,935	504,449	3,210
小 計	1,963,575	10,894	1,950,280	10,443
合 計	6,912,192	193,836	6,821,872	191,737

●販売事業（買取販売）品目別取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和2年度		令和3年度	
	販売品販売高	販売品販売原価	販売品販売高	販売品販売原価
米を除く農林産物	18,185	15,403	27,068	22,712
加工品	67,329	60,518	30,228	27,660
合 計	85,514	75,921	57,296	50,373

注)「販売事業（買取販売）品目別取扱実績」にかかる諸数値については、自家消費取引等を控除する前の残高を表示しております。

■18. 自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	20,630,320	21,513,730
うち、出資金及び資本準備金の額	6,242,993	6,329,485
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	14,627,312	15,435,117
うち、外部流出予定額 (△)	197,645	197,645
うち、上記以外に該当するものの額	▲42,339	▲53,227
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	16,718	14,750
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	16,718	14,750
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	413,533	270,784
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	21,060,572	21,799,266
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	16,839	14,685
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	16,839	14,685
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限り。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限り。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	16,839	14,685
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	21,043,732	21,784,581
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	163,791,447	170,250,264
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,063,208	3,008,720
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	3,063,208	3,008,720
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	13,476,239	13,015,194
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	177,267,686	183,265,458
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.87%	11.88%

注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和2年度			令和3年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	1,474,292	-	-	1,617,307	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,483,040	-	-	12,386,365	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	20,298,238	-	-	19,729,955	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	900,074	90,007	3,600	700,057	70,005	2,800
我が国の政府関係機関向け	3,211,097	250,940	10,037	5,287,340	468,576	18,743
地方三公社向け	2,414,084	260,355	10,414	2,272,004	252,406	10,096
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	347,251,053	69,450,210	2,778,008	348,232,635	69,646,527	2,785,861
法人等向け	20,433,968	12,115,423	484,616	27,259,857	13,658,060	546,322
中小企業等向け及び個人向け	3,426,642	1,680,476	67,219	3,311,108	1,569,835	62,793
抵当権付住宅ローン	23,403,810	8,146,540	325,861	24,688,666	8,592,199	343,687
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三ヶ月以上延滞等	319,555	118,153	4,726	287,021	76,714	3,068
取立未済手形	49,326	9,865	394	53,681	10,736	429
信用保証協会等保証付	11,176,377	1,095,784	43,831	10,889,864	1,061,598	42,463
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	2,879,379	2,879,379	115,175	3,970,155	3,970,155	158,806
（うち出資等のエクスポージャー）	2,879,379	2,879,379	115,175	3,970,155	3,970,155	158,806
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	34,476,578	59,629,978	2,385,199	35,420,563	60,263,795	2,410,551
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	1,605,919	4,014,799	160,591	1,405,278	3,513,195	140,527
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	14,293,250	35,733,125	1,429,325	14,293,250	35,733,125	1,429,325
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	2,947,813	4,421,720	176,868	2,910,770	4,366,156	174,646
（うち上記以外のエクスポージャー）	15,629,595	15,460,334	618,413	16,811,264	16,651,318	666,052
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちS T C要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非S T C適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	17,464,683	5,001,123	200,044	18,063,086	7,600,934	304,037
（うちルックスルー方式）	17,464,683	5,001,123	200,044	18,063,086	7,600,934	304,037
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	3,063,208	122,528	-	3,008,720	120,348
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-

標準的手法を適用するエクスポージャー別計	496,662,205	163,791,447	6,551,657	514,169,672	170,250,264	6,810,010
CVAリスク相当額 ÷ 8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	496,662,205	163,791,447	6,551,657	514,169,672	170,250,264	6,810,010
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	13,476,239	539,049	13,015,194	520,607		
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	177,267,686	7,090,707	183,265,458	7,330,618		

注)
 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
 8. 当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>
 （相利益（正の値の場合に限る）× 15%）の直近3年間の合計額 ÷ 8%
 直近3年間のうち相利益が正の値であった年数

●信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向け エクスポージャー（長期）	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向け エクスポージャー（短期）	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び3ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

区分	令和2年度					令和3年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	3ヵ月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
											期中増加額
国内	479,197,522	64,147,396	41,887,061	-	319,555	496,106,585	73,606,367	47,668,506	-	287,021	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別残高計	479,197,522	64,147,396	41,887,061	-	319,555	496,106,585	73,606,367	47,668,506	-	287,021	
法人	農業	643,111	643,111	-	-	2,350	648,731	648,731	-	-	2,290
	林業	18,132	18,132	-	-	-	15,322	15,322	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	3,512,190	-	3,512,190	-	-	3,712,763	-	3,712,763	-	-
	鉱業	0	0	-	-	-	1	1	-	-	-
	建設・不動産業	6,058,165	7,647	4,007,182	-	-	7,061,898	6,145	3,967,177	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,811,910	-	4,811,910	-	-	4,823,204	-	4,811,942	-	-
	運輸・通信業	7,311,131	-	7,311,131	-	-	6,809,797	-	6,809,797	-	-
	金融・保険業	371,661,526	9,500,000	6,740,879	-	-	381,423,311	16,500,000	8,514,983	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,385,756	72,496	1,303,259	-	-	1,570,547	65,318	1,505,228	-	-
	日本国政府・地方公共団体	26,475,465	12,375,054	14,100,411	-	-	30,259,945	12,013,425	18,246,520	-	-
	上記以外	2,866,631	1,940,490	100,096	-	17,306	2,313,867	2,213,775	100,092	-	34,588
	個人	39,597,223	39,590,322	-	-	299,897	42,143,565	42,143,565	-	-	250,142
その他	14,856,277	141	-	-	-	15,323,625	80	-	-	-	
業種別残高計	479,197,522	64,147,396	41,887,061	-	319,555	496,106,585	73,606,367	47,668,506	-	287,021	
1年以下	340,621,729	1,948,186	1,602,032	-	-	337,815,759	2,705,752	600,172	-	-	
1年超3年以下	6,283,891	3,079,573	3,204,318	-	-	5,563,507	2,260,142	3,303,364	-	-	
3年超5年以下	6,517,432	4,003,176	2,514,256	-	-	5,906,970	2,787,196	3,119,773	-	-	
5年超7年以下	6,900,579	2,317,574	4,583,005	-	-	9,823,241	6,566,346	3,256,894	-	-	
7年超10年以下	12,215,381	9,569,354	2,646,026	-	-	13,652,157	9,358,563	4,293,593	-	-	
10年超	67,003,942	36,865,132	26,132,249	-	-	82,446,962	42,842,152	32,090,176	-	-	
期限の定めのないもの	39,654,565	6,364,399	1,205,173	-	-	40,897,986	7,086,212	1,004,531	-	-	
残存期間別残高計	479,197,522	64,147,396	41,887,061	-	-	496,106,585	73,606,367	47,668,506	-	-	

- 注)
- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 - 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
 - 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区分	令和2年度				令和3年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	16,339	16,718	-	16,339	16,718	16,718	14,750	-	16,718	14,750
(うち信用事業)	(15,958)	(16,344)	-	(15,958)	(16,344)	(16,344)	(14,466)	-	(16,344)	(14,466)
(うち購買事業)	(271)	(357)	-	(271)	(357)	(357)	(275)	-	(357)	(275)
(うち販売事業)	(107)	(14)	-	(107)	(14)	(14)	(8)	-	(14)	(8)
(うちその他)	(2)	(0)	-	(2)	(0)	(0)	(0)	-	(0)	(0)
個別貸倒引当金	321,544	283,746	71	321,472	283,746	283,746	262,765	-	283,746	262,765
(うち信用事業)	(272,549)	(272,219)	(-)	(272,549)	(272,219)	(272,219)	(255,647)	(-)	(272,219)	(255,647)
(うち購買事業)	(47,006)	(10,467)	(71)	(46,934)	(10,467)	(10,467)	(6,926)	(-)	(10,467)	(6,926)
(うち販売事業)	(1,954)	(1,059)	(-)	(1,954)	(1,059)	(1,059)	(191)	(-)	(1,059)	(191)
(うちその他)	(34)	(-)	(-)	(34)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中の増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区分	令和2年度					令和3年度							
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	321,544	283,746	71	321,472	283,746	-	283,746	262,765	-	283,746	262,765	-	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	321,544	283,746	71	321,472	283,746	-	283,746	262,765	-	283,746	262,765	-	
法人	農業	10,552	11,480	-	10,552	11,480	-	11,480	4,323	-	11,480	4,323	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	18,725	-	-	18,725	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	17,500	17,306	-	17,500	17,306	-	17,306	17,279	-	17,306	17,279	-
	個人	274,764	254,959	71	274,693	254,959	-	254,959	241,162	-	254,959	241,162	-
業種別計	321,544	283,746	71	321,472	283,746	-	283,746	262,765	-	283,746	262,765	-	

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

区分	令和2年度			令和3年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
リスク・ウェイト0%	-	32,401,242	32,401,242	-	36,595,237	36,595,237
リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト10%	-	14,367,316	14,367,316	-	16,001,798	16,001,798
リスク・ウェイト20%	2,102,418	349,260,828	351,363,247	6,902,336	350,308,039	357,210,375
リスク・ウェイト35%	-	23,276,351	23,276,351	-	24,549,404	24,549,404
リスク・ウェイト50%	12,929,691	231,764	13,161,456	16,039,856	223,647	16,263,504
リスク・ウェイト75%	-	2,070,148	2,070,148	-	1,897,177	1,897,177
リスク・ウェイト100%	5,010,213	21,700,140	26,710,354	4,202,320	23,752,931	27,955,251
リスク・ウェイト150%	-	3,011,442	3,011,442	-	2,944,026	2,944,026
リスク・ウェイト250%	-	15,899,169	15,899,169	-	15,698,528	15,698,528
その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-
計	20,042,324	462,218,406	482,260,730	27,144,513	471,970,791	499,115,305

- 注)
- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 - 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 - 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A- または A3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A- または A3以上で、算定基準日に長期格付が BBB- または Baa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和2年度			令和3年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	701,694	-	-	601,577	-
地方三公社向け	-	1,111,442	-	-	1,009,972	-
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	3,000	-	-	-	60,000	-
中小企業等向け及び個人向け	120,176	654,386	-	105,348	756,927	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
3ヵ月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	50,176	4,284	-	44,297	2,764	-
合 計	173,352	2,471,808	-	149,646	2,431,241	-

注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジットデリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	15,129,294	15,129,294	15,126,639	15,126,639
合計	15,129,294	15,129,294	15,126,639	15,126,639

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和2年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	4,420	-	-	-

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	4,868	-

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	17,464,683	18,063,086
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

●金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少しないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- 当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。
- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- 内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点)
特段ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

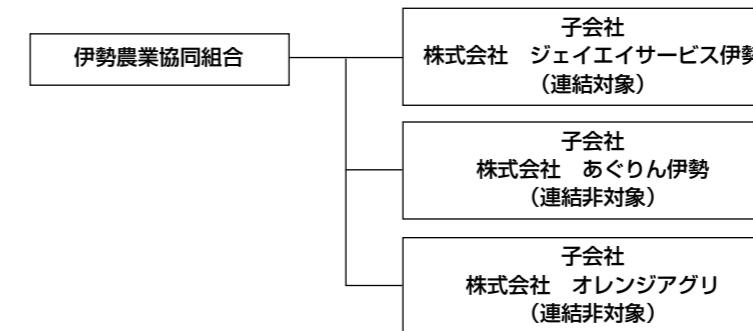
項番		△ NII		△ EVE	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	49	54	7,531	8,310
2	下方パラレルシフト	3	3	▲ 5,361	▲ 7,582
3	スティープ化			8,127	9,064
4	フラット化			▲ 1,130	▲ 3,316
5	短期金利上昇			1,553	1,091
6	短期金利低下			2,017	1,825
7	最大値	49	54	8,127	9,064
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	21,043		21,784	

■ 19. 連結グループ（組合及び子会社）の概況

● 連結グループの概況

伊勢農業協同組合のグループは、当組合および子会社3社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



当組合の子会社、株式会社あぐりん伊勢及び株式会社オレンジアグリについては、小規模であり、その総資産、売上高等からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

● 子会社の状況

名称	株式会社 ジェイエサービス伊勢	株式会社 あぐりん伊勢	株式会社 オレンジアグリ
主たる事務所の所在地	三重県度会郡玉城町佐田130番地	三重県伊勢市小俣町明野878番地1	三重県南牟婁郡御浜町下市木2281番地の2
資本金	20,050千円	8,000千円	5,000千円
事業の内容	損害保険代理業・給油所事業・自動車の販売並びに整備・LP ガス事業	農畜産物の生産販売（農業経営） 農作業の受託・請負 新規就農研修事業	農畜産物の生産販売（農業経営） 農作業の受託・請負 新規就農研修事業
設立年月日	平成16年7月7日	平成24年4月2日	平成27年10月1日
組合議決権保有割合	53.8%	100.0%	100.0%
組合グループ議決権保有割合	-	-	-

注「組合グループ議決権保有割合」は、当該会社に対する組合を除く組合の子会社等の議決権保有割合です。

■ 20. 直近の事業年度における連結事業の概況

● 連結事業概況（令和3年度）

(1) 事業の概況

令和3年度の当組合の連結決算は、子会社1社（株式会社 ジェイエサービス伊勢）を連結しています。

連結決算の内容は、純資産の額25,331,481千円、総資産額519,140,242千円、事業総利益7,409,985千円、事業利益1,161,447千円、経常利益1,522,959千円、当期剰余金977,352千円となりました。

(2) 連結子会社の事業概況

・株式会社 ジェイエサービス伊勢

当社は、損害保険代理業・給油所事業・自動車の販売並びに整備・LP ガス事業を営み、売上高3,454,618千円、経常利益37,674千円、当期純利益23,001千円となりました。

21. 直近の5連結事業年度における主要な業務の状況を示す指標

●主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
連結経常収益	14,128	13,942	18,955	16,968	14,869
信用事業収益	3,036	3,042	4,690	4,190	4,084
共済事業収益	1,436	1,412	2,296	2,216	2,150
農業関連事業収益	3,613	3,776	5,216	4,657	3,080
その他事業収益	6,041	5,710	6,752	5,904	5,554
連結経常利益	841	1,126	1,562	1,539	1,522
連結当期利益	333	634	1,298	1,116	987
連結純資産額	17,623	18,402	24,060	25,432	25,331
連結総資産額	331,875	342,472	485,459	502,752	519,140
連結自己資本比率	13.57%	12.83%	12.02%	11.97%	12.00%

注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

※平成30年度以前の実績数値は旧 JA 伊勢のものであります。

22. 直近の2連結事業年度における財産の状況

●連結貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	令和2年度	令和3年度	負債・純資産の部	令和2年度	令和3年度
1 信用事業資産	471,376,730	488,007,535	1 信用事業負債	468,905,073	485,917,332
(1) 現金	1,483,692	1,626,585	(1) 貯金	467,868,420	484,454,872
(2) 預金	341,055,653	342,006,004	(2) 借入金	144,369	104,137
(3) 金銭の信託	1,974,642	3,008,036	(3) その他の信用事業負債	892,283	1,358,321
(4) 有価証券	62,196,418	67,201,579	2 共済事業負債	1,748,870	1,812,198
(5) 貸出金	64,114,108	73,576,535	(1) 共済資金	1,105,941	1,191,105
(6) その他の信用事業資産	840,778	858,907	(2) その他の共済事業負債	642,928	621,092
(7) 貸倒引当金	▲ 288,564	▲ 270,113	3 経済事業負債	2,005,236	1,887,302
2 共済事業資産	15,118	11,738	(1) 支払手形及び経済事業未払金	797,704	823,872
(1) その他の共済事業資産	15,118	11,738	(2) その他の経済事業負債	1,207,532	1,063,430
3 経済事業資産	2,814,539	2,771,503	4 雑負債	1,115,355	951,593
(1) 受取手形及び経済事業未収金	1,272,296	1,346,300	(1) 未払法人税等	213,131	201,000
(2) 棚卸資産	591,506	629,795	(2) 資産除去債務	98,575	99,220
(3) その他の経済事業資産	967,033	806,643	(3) その他の負債	803,648	651,373
(4) 貸倒引当金	▲ 16,296	▲ 11,236	5 諸引当金	2,463,726	2,174,463
4 雑資産	943,816	854,192	(1) 賞与引当金	261,125	251,856
(1) 雑資産	943,817	854,192	(2) 退職給付に係る負債	1,608,560	1,376,142
(2) 貸倒引当金	▲ 0	▲ 0	(3) 役員退職慰労引当金	39,035	47,441
5 固定資産	12,326,328	11,898,608	(4) 特例業務負担金引当金	555,005	499,024
(1) 有形固定資産	12,303,004	11,878,345	6 再評価に係る繰延税金負債	1,080,979	1,065,870
建物	12,862,213	12,838,247	負債の部合計	477,319,242	493,808,761
構築物	1,251,661	1,250,219	1 組合員資本	21,128,058	22,022,762
機械装置	2,843,508	2,851,708	(1) 出資金	6,242,993	6,329,485
土地	8,314,516	8,232,410	(2) 利益剰余金	14,927,458	15,746,558
その他の有形固定資産	1,262,551	1,266,473	(3) 処分未済持分	▲ 42,339	▲ 53,227
減価償却累計額	▲ 14,231,445	▲ 14,560,712	(4) 子会社の所有する親組合出資金	▲ 53	▲ 53
(2) 無形固定資産	23,324	20,263	2 評価・換算差額等	4,037,494	3,031,893
6 外部出資	15,119,349	15,116,694	(1) その他有価証券評価差額金	2,113,143	1,071,396
(1) 外部出資	15,119,349	15,116,694	(2) 土地再評価差額金	1,982,228	1,942,849
7 繰延税金資産	156,173	479,969	(3) 退職給付に係る調整累計額	▲ 57,877	17,647
			3 非支配株主持分	267,259	276,824
			純資産の部合計	25,432,813	25,331,481
資産の部合計	502,752,055	519,140,242	負債及び純資産の部合計	502,752,055	519,140,242

●連結損益計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	科目	令和2年度	令和3年度
1 事業総利益	7,668,086	7,409,985	(7) 販売事業収益	336,317	302,543
(1) 信用事業収益	4,190,109	4,084,312	販売品販売高	85,479	57,296
資金運用収益	3,711,935	3,717,183	販売手数料	193,836	191,737
(うち預金利息)	(2,257,148)	(2,217,599)	その他の収益	57,001	53,508
(うち有価証券利息)	(722,499)	(768,094)	(8) 販売事業費用	109,281	86,869
(うち貸出金利息)	(649,279)	(648,808)	販売品販売原価	75,889	50,373
(うちその他受入利息)	(83,008)	(82,681)	その他の費用	33,392	36,495
役員取引等収益	122,574	125,644	販売事業総利益	227,035	215,673
その他事業直接収益	208,562	67,419	(9) その他事業収益	1,336,938	1,241,564
その他経常収益	147,037	174,065	(10) その他事業費用	1,109,447	1,001,992
(2) 信用事業費用	568,233	486,691	その他事業総利益	227,490	239,572
資金調達費用	275,692	233,701	2 事業管理費	6,406,163	6,248,537
(うち貯金利息)	(262,876)	(223,260)	(1) 人件費	4,766,649	4,639,919
(うち給付補填備金繰入)	(7,645)	(4,482)	(2) その他事業管理費	1,639,514	1,608,618
(うち借入金利息)	(1,464)	(1,074)	事業利益	1,261,922	1,161,447
(うちその他支払利息)	(3,707)	(4,883)	3 事業外収益	282,733	365,271
役員取引等費用	62,032	57,532	(1) 受取雑利息	2,037	1,926
その他経常費用	230,508	195,457	(2) 受取出資配当金	178,684	182,871
(うち貸倒引当金繰入額)	(57)	(-)	(3) その他の事業外収益	102,010	180,474
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(▲ 18,450)	4 事業外費用	5,091	3,760
信用事業総利益	3,621,876	3,597,621	(1) その他の事業外費用	5,091	3,760
(3) 共済事業収益	2,216,888	2,150,455	経常利益	1,539,564	1,522,959
共済付加収入	2,048,919	1,990,568	5 特別利益	34,785	17,869
その他の収益	167,969	159,887	(1) 固定資産処分益	7,052	289
(4) 共済事業費用	114,454	118,454	(2) その他の特別利益	27,733	17,580
共済推進費及び共済保全費	114,453	118,443	6 特別損失	100,970	220,317
その他の費用	1	10	(1) 固定資産処分損	21,787	9,791
共済事業総利益	2,102,434	2,032,001	(2) 減損損失	49,090	192,946
(5) 購買事業収益	8,888,326	7,090,750	(3) その他の特別損失	30,092	17,580
購買品供給高	8,677,524	6,515,631	税金等調整前当期利益	1,473,380	1,320,511
購買手数料	-	370,148	法人税、住民税及び事業税	303,392	308,957
その他の収益	210,802	204,970	法人税等調整額	53,903	23,630
(6) 購買事業費用	7,399,076	5,765,633	法人税等合計	357,295	332,588
購買品供給原価	7,193,263	5,519,941	当期利益	1,116,084	987,923
購買品供給費	28,173	26,579	非支配株主に帰属する当期利益	20,939	10,570
その他の費用	177,639	219,112	当期剰余金	1,095,144	977,352
購買事業総利益	1,489,250	1,325,116			

● 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	1,473,380	1,320,511
減価償却費	263,385	213,810
減損損失	49,090	189,815
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	▲ 36,634	▲ 23,511
賞与引当金の増減額 (△は減少)	▲ 18,714	▲ 9,269
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	▲ 72,609	▲ 128,631
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	8,278	8,406
特例業務負担金引当金の増減額 (△は減少)	▲ 103,275	▲ 55,981
信用事業資金運用収益	▲ 3,769,128	▲ 3,802,293
信用事業資金調達費用	275,692	233,701
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 180,722	▲ 184,797
有価証券関係損益 (△は益)	▲ 209,006	▲ 70,633
固定資産売却損益 (△は益)	14,735	9,501
固定資産圧縮損 (△は益)	25,672	17,580
その他の損益 (△は益)	145,543	135,184
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	▲ 4,053,710	▲ 9,462,426
預金の純増 (△) 減	▲ 6,900,000	▲ 1,200,000
貯金の純増減 (△)	16,916,964	16,586,451
信用事業借入金の純増減 (△)	▲ 39,643	▲ 40,231
その他の信用事業資産の純増 (△) 減	▲ 4,880	▲ 5,734
その他の信用事業負債の純増減 (△)	▲ 59,343	487,212
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減 (△)	34,624	85,163
未経過共済付加収入の純増減 (△)	8,456	▲ 21,836
その他の共済事業資産の純増 (△) 減	2,018	3,379
その他の共済事業負債の純増減 (△)	▲ 440	-
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	351,608	▲ 74,004
経済受託債権の純増 (△) 減	44,271	148,893
棚卸資産の純増 (△) 減	50,514	▲ 38,289
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	32,636	26,167
経済受託債務の純増減 (△)	▲ 213,436	▲ 136,195
その他の経済事業資産の純増 (△) 減	10,896	11,496
その他の経済事業負債の純増減 (△)	1,361	▲ 7,906
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増 (△) 減	▲ 412,013	109,870
その他の負債の純増減 (△)	▲ 8,776	3,403
未収消費税等還付金の純増 (△) 減	-	▲ 16,051
未払消費税等の純増減 (△)	52,261	▲ 75,230
信用事業資金運用による収入	3,749,049	3,797,511
信用事業資金調達による支出	▲ 323,470	▲ 254,837
事業の利用分量に対する配当金の支払額	▲ 125,486	▲ 136,437
小 計	6,979,149	7,643,762
雑利息及び出資配当金の受取額	180,726	184,798
法人税等の支払額	▲ 261,763	▲ 316,478
事業活動によるキャッシュ・フロー	6,898,113	7,512,082

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲ 14,301,443	▲ 12,319,419
有価証券の売却による収入	6,790,389	3,718,372
有価証券の償還による収入	1,499,998	2,221,468
金銭の信託の増加による支出	▲ 700,000	▲ 1,354,537
金銭の信託の減少による収入	-	326,000
補助金の受入れによる収入	25,902	17,580
固定資産の取得による支出	▲ 152,127	▲ 172,894
固定資産の処分による収入	37,617	8,981
外部出資による支出	▲ 2,422	▲ 2,770
外部出資の売却等による収入	9,019	5,425
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 6,793,067	▲ 7,551,794
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	▲ 7,213	-
出資の増額による収入	269,954	365,895
出資の払戻しによる支出	▲ 304,920	▲ 370,739
持分の取得による支出	▲ 81,858	▲ 42,339
持分の譲渡による収入	81,858	42,339
出資配当金の支払額	▲ 92,188	▲ 61,195
非支配株主への配当金支払額	▲ 1,005	▲ 1,005
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 135,374	▲ 67,044
4 現金及び現金同等物の減少額	▲ 30,328	▲ 106,756
5 現金及び現金同等物の期首残高	5,867,674	5,837,346
6 現金及び現金同等物の期末残高	5,837,346	5,730,589



●連結注記表等
《令和2年度》

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

- ・連結される子会社・子法人等・・・・・・・1社
株式会社ジェイエイサービス伊勢
- ・非連結子会社・子法人等・・・・・・・2社
株式会社めぐり伊勢
株式会社オレンシアグリ

非連結子会社はいずれも小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

2 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項

- ・連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。
3月末日 1社
- ・連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

3 のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度に全額償却しています。

4 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

5 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

- ・現金及び現金同等物の資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

- ・現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	342,539,346 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	336,702,000 千円
現金及び現金同等物	5,837,346 千円

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
- 子会社株式・・・・・・・移動平均法による原価法
- その他有価証券
 - ①時価のあるもの・・・・・・・期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
 - ②時価のないもの・・・・・・・移動平均法による原価法

2 金銭信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- （1）購買品（数量管理）・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- （2）購買品（売価管理）・・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- （3）販売品（数量管理）・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- （4）販売品（売価管理）・・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- （5）その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

4 固定資産の減価償却の方法

- （1）有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の方法によります。
- （2）無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）での定額法により償却しています。
- （3）リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

5 引当金の計上基準

- （1）貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
なお、10,000千円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。
上記以外の債権のうち正常先及びその他の要注意先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
- （2）賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- （3）退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理するこ

- ととしています。
- （4）役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- （5）特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の提出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

6 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

8 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

9 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- （1）事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。
- （2）米共同計算
当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。
そのうち、米については販売を当組合が再委託した全農農本部が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。
共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。
また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。
共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。
- （3）預託家畜
当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への債権を、貸借対照表の経済事業未収金に計上しております。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しております。
当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益のその他の収益に計上しております。
なお、素牛の受入高については、損益計算書の購買品供給原価に、素牛の供給高については、購買品供給高に計上しております。

III 表示方法の変更に関する注記

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を適用し、当事業年度より固定資産の減損に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

IV 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- （1）当事業年度の計算書類に計上した金額 49,090千円
- （2）その他の情報
 - ①算出方法
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。
 - ②主要な仮定
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和2年12月の事業収支見込を基に作成した場所別損益見込を基礎として算出しており、当該見込以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。
 - ③翌年度の計算書類に与える影響
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

V 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,913,833千円であり、その内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

種 類	圧縮額
建 物	622,306
構 築 物	167,669
機 械 装 置	1,015,492
土 地	87,540
車 両 運 搬 具	1,070
工 具 器 具 備 品	19,753

2 担保に供している資産

以下の資産は公共事務取扱の担保に供しています。

（単位：千円）

種 類	金 額
20年利付国債99回	1,000,000
定期預金	2,000

上記のほか、為替決済の取引の担保として、定期預金6,200,000千円を設定しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 49,404千円

4 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は58,824千円、延滞債権額は817,661千円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイから

ホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,112千円です。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は895,598千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5 土地再評価差額金に関する事項

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- (1) 再評価を行った年月日 平成12年3月31日
- (2) 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 3,957,533 千円
- (3) 同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日政令119号）第2条第3号に定める「地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法」により行っています。

VI 損益計算書に関する注記

1 減損会計に関する事項

- (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグループिंगを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグループの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

カントリーエレベーター、ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
A C豊浜東	営業店舗	土地	業務用 固定資産
J A S中川	営業店舗	土地	
J A S一之瀬	営業店舗	土地	
J A S打見	営業店舗	土地・工具器具備品	
J A S阿曾	営業店舗	土地	
J A S T宅配	営業店舗	土地	
J A S輪内	営業店舗	土地	
J A S南島	営業店舗	土地	
河内出張所	営業店舗	土地	
桃取経済店舗	営業店舗	工具器具備品	
ひまわりデイサービス	営業店舗	土地・工具器具備品	
みのりデイサービス	営業店舗	土地・工具器具備品	
大内山 S S	営業店舗	機械装置	
南島 S S	営業店舗	工具器具備品	
伊勢市大倉町	賃貸固定資産	土地	業務外 固定資産
伊勢市村松町清水	遊休資産	土地	
伊勢市柏町宮城	遊休資産	土地	
伊勢市佐八町下条	遊休資産	土地	
伊勢市上野町上久保	遊休資産	土地	
伊勢市上野町大津野	遊休資産	土地	
度会郡度会町大野木柵木	遊休資産	建物	
度会郡度会町中之郷字親原	遊休資産	土地	
度会郡南伊勢町東宮出屋敷	遊休資産	土地	
志摩市浜島町浜島字丸山	遊休資産	土地	
志摩市大王町波切字塚原	遊休資産	土地	
志摩市大王町船越字九木	遊休資産	土地	
志摩市大王町名田字堂山	遊休資産	土地	
志摩市大王町畔名字本田	遊休資産	土地	
志摩市志摩町和具字濱田	遊休資産	土地	
志摩市志摩町越賀字五反ノ内	遊休資産	土地	
志摩市阿児町神明字長沢	遊休資産	建物・土地	
志摩市阿児町甲賀字前田	遊休資産	土地	
志摩市阿児町国府字下ノ東	遊休資産	土地	
志摩市阿児町安乗字長り山	遊休資産	土地	
南牟婁郡御浜町大字下市木字濱	遊休資産	土地	

- (2) 減損損失の認識に至った経緯

業務用固定資産については事業利益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については遊休状態にあり、将来の用途が定まっていないことから減損の兆候に該当しております。

このうち、賃貸固定資産及び遊休資産は、正味売却価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

- (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場所	減損損失額	減損損失額内訳			
		建物	土地	工具器具備品	機械装置
A C豊浜東	91	-	91	-	-
J A S中川	390	-	390	-	-
J A S一之瀬	95	-	95	-	-
J A S打見	904	-	229	675	-
J A S阿曾	214	-	214	-	-
J A S T宅配	114	-	114	-	-
J A S輪内	143	-	143	-	-
J A S南島	28	-	28	-	-
河内出張所	277	-	277	-	-
桃取経済店舗	403	-	-	403	-
ひまわりデイサービス	1,069	-	204	864	-
みのりデイサービス	1,616	-	986	629	-
大内山 S S	5,646	-	-	-	5,646
南島 S S	289	-	-	289	-
伊勢市大倉町	626	-	626	-	-
伊勢市村松町清水	41	-	41	-	-
伊勢市柏町宮城	86	-	86	-	-
伊勢市佐八町下条	174	-	174	-	-
伊勢市上野町上久保	2,242	-	2,242	-	-
伊勢市上野町大津野	122	-	122	-	-
度会郡度会町大野木柵木	4,336	4,336	-	-	-
度会郡度会町中之郷字親原	213	-	213	-	-
度会郡南伊勢町東宮出屋敷	55	-	55	-	-
志摩市浜島町浜島字丸山	139	-	139	-	-
志摩市大王町波切字塚原	1,130	-	1,130	-	-
志摩市大王町船越字九木	595	-	595	-	-
志摩市大王町名田字堂山	35	-	35	-	-
志摩市大王町畔名字本田	302	-	302	-	-
志摩市志摩町和具字濱田	840	-	840	-	-
志摩市志摩町越賀字五反ノ内	224	-	224	-	-
志摩市阿児町神明字長沢	25,999	1,225	24,774	-	-
志摩市阿児町甲賀字前田	101	-	101	-	-
志摩市阿児町国府字下ノ東	110	-	110	-	-
志摩市阿児町安乗字長り山	85	-	85	-	-
南牟婁郡御浜町大字下市木字濱	337	-	337	-	-
合計	49,090	5,561	35,019	2,862	5,646

- (4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。

2 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、14,405千円の棚卸評価損が含まれています。

VII 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体、その他金融機関などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券や、金融機関への預け金による運用を行っています。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引につ

いては、本店にリスク統括部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM など を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)
当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が5,054,347千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について管理し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

- (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

《令和3年度》

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

- ・連結される子会社・子法人等・・・1社
株式会社ジェイエイサービス伊勢
- ・非連結子会社・子法人等・・・2社
株式会社あぐりん伊勢
株式会社オレンジアグリ

非連結子会社はいずれも小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

2 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項

- ・連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。
3月末日 1社
- ・連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

3 のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度に全額償却しています。

4 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

5 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

- ・現金及び現金同等物の資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

・現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	343,632,589 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	337,902,000 千円
現金及び現金同等物	5,730,589 千円

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
- 子会社株式・・・移動平均法による原価法
- その他有価証券
 - 時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
 - 市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

2 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品（数量管理）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

- 購買品（売価管理）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- 販売品（数量管理）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- 販売品（売価管理）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

4 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の方法によっています。
- 無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)での定額法により償却しています。
- リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

5 引当金の計上基準

- 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができると見られる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込を控除した残額との差額を引き当てています。なお、1,000万円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。上記以外の債権のうち正常先及びその他の要注意先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
 - 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。
- 役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

6 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。収益認識にかかる計上基準
当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- 保管事業
組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
- 加工事業
組合員が生産した農畜産物を原料として、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- 利用事業
カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- 宅地等供給事業
組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。
- 農業経営事業
安定的な農産物の提供、新規就農者等の育成、農業技術・経営の実証・研究等を目的とした事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、生産物を引き渡す義務または役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、生産物の引き渡し時点または、施設の利用時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- 旅行事業
利用者等の要望に応える旅行・催しの企画提案、またサービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に契約を完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- 介護福祉事業
要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等と

の契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑩指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

8 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

9 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
- 米共同計算
当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。そのうち、米については販売を当組合が再委託した全農県本部が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。
- 預託家畜
当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への債権を、貸借対照表の経済事業未収金に計上しております。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しております。当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益のその他の収益に計上しております。なお、素牛の収益認識については、当組合が代理人として購買品の供給に関与していると認識し、損益計算書の購買手数料に純額で計上しております。
- 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

III 会計方針の変更に関する注記

- 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号

5 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会

(単位：千円)

(1) 一般勘定	1,080,878
(2) 合計	1,080,878

全国農林漁業団体共済会

(単位：千円)

(1) 債券	691,021
(2) 年金保険投資	291,524
(3) 現金及び預金	43,188
(4) その他	53,986
(5) 合計 (1) + (2) + (3) + (4)	1,079,721

6 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1) 割引率	0.438%
(2) 長期期待運用収益率	0.865%

X 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産 (A)	869,865
退職給付に係る負債	384,581
減価償却超過	2,398
構築物 (重油タンク)	2,047
有価証券簿価下げ (減損処理)	3,709
賞与引当金	69,638
賞与引当に係る未払社会保険料	11,493
特例業務負担金引当金	135,884
貸出金未収利息	3,986
貸倒損失	49,215
役員退職慰労引当金	12,918
未払事業税	17,084
減損損失 (土地)	126,312
減損損失 (減価償却資産)	231,332
資産除去債務	27,017
臨時損失否認額 (阿曾浦)	12,089
減価償却超過 (無形・有税)	9,193
一括償却資産	2,285
外部出資評価損	1,203
中央会賦課金	9,158
棚卸資産評価損	4,141
土地償却 (鳥羽志摩)	93,253
給油前受金	8,685
土地償却 (三重南紀)	6,178
その他	3,580
評価性引当額	▲ 357,524
繰延税金負債 (B)	▲ 389,896
全農外部出資 (みなし配当)	▲ 2,017
資産除去債務 (固定資産増加額)	▲ 744
不動産投資信託	▲ 1,015
未収還付事業税	▲ 347
退職給付に係る負債	▲ 6,603
その他有価証券評価差額金	▲ 379,168
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	479,969

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

(単位：%)

法定実効税率	27.23
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.80
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 1.92
事業分量配当	▲ 2.86
住民税均等割等	1.87
評価性引当額の増減	1.12
法人税額の特別控除	▲ 0.17
前期末未払法人税等計上過大	▲ 0.04
その他	▲ 0.85
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.19

XI 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 (6) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

● 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	—	—
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	14,021,148	14,927,458
2 利益剰余金増加高	1,123,985	1,016,732
当期剰余金	1,095,144	977,352
目的積立金目的取崩額	—	—
土地再評価差額金取崩額	28,840	39,379
3 利益剰余金減少高	217,674	197,632
支払配当金	217,674	197,632
役員賞与高	—	—
4 利益剰余金期末残高	14,927,458	15,746,558

● 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区分	令和2年度	令和3年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	473	397	▲ 75
危険債権額	403	422	19
要管理債権額	19	—	▲ 19
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	19	—	▲ 19
小計	895	819	▲ 75
正常債権額	63,270	72,823	9,552
合計	64,166	73,643	9,477

注)

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 要管理債権：4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
- 三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
- 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- 正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

● 連結事業年度の事業別の経常収益等

(単位：百万円)

		令和2年度	令和3年度
信用事業	経常収益	4,190	4,084
	経常利益	1,819	1,825
	資産の額	487,627	504,315
共済事業	経常収益	2,216	2,150
	経常利益	519	563
	資産の額	4,117	4,106
農業関連事業	経常収益	4,657	3,080
	経常利益	▲ 336	▲ 366
	資産の額	7,651	7,476
その他事業	経常収益	5,904	5,554
	経常利益	▲ 462	▲ 500
	資産の額	3,356	3,241
計	経常収益	16,968	14,869
	経常利益	1,539	1,522
	資産の額	502,752	519,140

23. 連結自己資本の充実の状況

● 連結自己資本比率の状況

令和4年3月末における連結自己資本比率は、12.00%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

当組合連結グループは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	伊勢農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参入した額	6,329百万円（前年度6,242百万円）

● 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	20,930,480	21,825,184
うち、出資金及び資本剰余金の額	6,242,993	6,329,485
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	14,927,458	15,746,558
うち、外部流出予定額(△)	197,632	197,632
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 42,339	▲ 53,227
コア資本に算入される評価・換算差額等	▲ 57,877	17,647
うち退職給付に係るものの額	▲ 57,877	17,647
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	17,552	15,711
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	17,552	15,711
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	413,533	270,784
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	80,177	55,364
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	21,383,865	22,184,693
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	16,972	14,745
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	16,972	14,745
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	16,972	14,745
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	21,366,893	22,169,948
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	164,047,383	170,523,955
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,063,208	3,008,720
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	3,063,208	3,008,720
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	14,444,645	14,099,854
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	178,492,028	184,623,809
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.97%	12.00%

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●財務諸表の正確性に係る確認

確認書

① 私は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年6月24日
伊勢農業協同組合 代表理事組合長 **西村 隆行**

●自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和2年度			令和3年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	1,474,292	-	-	1,617,307	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,483,040	-	-	12,386,365	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	20,298,238	-	-	19,729,955	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	900,074	90,007	3,600	700,057	70,005	2,800
我が国の政府関係機関向け	3,211,097	250,940	10,037	5,287,340	468,576	18,743
地方三公社向け	2,414,084	260,355	10,414	2,272,004	252,406	10,096
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	347,251,053	69,450,210	2,778,008	348,232,635	69,646,527	2,785,861
法人等向け	20,433,968	12,115,423	484,616	27,259,857	13,658,060	546,322
中小企業等向け及び個人向け	3,426,642	1,680,476	67,219	3,311,108	1,569,835	62,793
抵当権付住宅ローン	23,403,810	8,146,540	325,861	24,688,666	8,592,199	343,687
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三ヶ月以上延滞等	319,555	118,153	4,726	287,021	76,714	3,068
取立未済手形	49,326	9,865	394	53,681	10,736	429
信用保証協会等保証付	11,176,377	1,095,784	43,831	10,889,864	1,061,598	42,463
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	2,869,434	2,869,434	114,777	3,960,210	3,960,210	158,408
（うち出資等のエクスポージャー）	2,869,434	2,869,434	114,777	3,960,210	3,960,210	158,408
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	34,742,459	59,895,859	2,395,834	35,704,199	60,547,430	2,421,897
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	1,605,919	4,014,799	160,591	1,405,278	3,513,195	140,527
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	14,293,250	35,733,125	1,429,325	14,293,250	35,733,125	1,429,325
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	2,947,813	4,421,720	176,868	2,910,770	4,366,156	174,646
（うち上記以外のエクスポージャー）	15,895,476	15,726,215	629,048	17,094,900	16,934,954	677,398
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちS T C 要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非S T C 適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	17,464,683	5,001,123	200,044	18,063,086	7,600,934	304,037
（うちルックスルー方式）	17,464,683	5,001,123	200,044	18,063,086	7,600,934	304,037
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	3,063,208	122,528	-	3,008,720	120,348
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-	-	-	-	-	-

標準的手法を適用するエクスポージャー別計	496,918,141	164,047,383	6,561,895	514,443,362	170,523,955	6,820,958
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	496,918,141	164,047,383	6,561,895	514,443,362	170,523,955	6,820,958
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要 自己資本額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要 自己資本額		
	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
	14,444,645	577,785	14,099,854	563,994		
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母) 計	所要 自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 計	所要 自己資本額		
	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
	178,492,028	7,139,681	184,623,809	7,384,952		

- 注)
- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 - 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 - 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 - 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 - 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
 - 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
 - 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
(粗利益(正の値の場合に限る) × 15%) の直近3年間の合計額 ÷ 8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

●信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方法及び手続の概要

連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 7~8)をご参照ください。

(2) 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向け エクスポージャー(長期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向け エクスポージャー(短期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(3) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び3ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

	令和2年度					令和3年度					
	信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	3ヵ月以上延滞 エクスポー ジャー	信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	3ヵ月以上延滞 エクスポー ジャー	
国内	479,453,475	64,230,685	41,887,061	-	319,555	496,380,308	73,702,470	47,668,506	-	287,021	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別残高計	479,453,475	64,230,685	41,887,061	-	319,555	496,380,308	73,702,470	47,668,506	-	287,021	
法人	農業	643,111	643,111	-	-	2,350	648,731	648,731	-	-	2,290
	林業	18,132	18,132	-	-	-	15,322	15,322	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	3,512,190	-	3,512,190	-	-	3,712,763	-	3,712,763	-	-
	鉱業	0	0	-	-	-	1	1	-	-	-
	建設・ 不動産業	6,058,165	7,647	4,007,182	-	-	7,061,898	6,145	3,967,177	-	-
	電気・ ガス・熱供給・ 水道業	4,811,910	-	4,811,910	-	-	4,823,204	-	4,811,942	-	-
	運輸・通信業	7,311,131	-	7,311,131	-	-	6,809,797	-	6,809,797	-	-
	金融・保険業	371,661,526	9,500,000	6,740,879	-	-	381,423,311	16,500,000	8,514,983	-	-
	卸売・ 小売・飲食・ サービス業	1,385,811	72,496	1,303,259	-	-	1,570,602	65,318	1,505,228	-	-
	日本国政府・ 地方公共団体	26,475,465	12,375,054	14,100,411	-	-	30,259,945	12,013,425	18,246,520	-	-
	上記以外	2,866,631	1,940,490	100,096	-	17,306	2,313,867	2,213,775	100,092	-	34,588
	個人	39,680,529	39,673,611	-	-	299,897	42,239,701	42,239,668	-	-	250,142
その他	15,028,869	141	-	-	-	15,501,157	80	-	-	-	
業種別残高計	479,453,475	64,230,685	41,887,061	-	319,555	496,380,308	73,702,470	47,668,506	-	287,021	
1年以下	340,877,682	2,031,475	1,602,032	-	-	338,089,483	2,801,955	600,172	-	-	
1年超3年以下	6,283,891	3,079,573	3,204,318	-	-	5,563,507	2,260,142	3,303,364	-	-	
3年超5年以下	6,517,432	4,003,176	2,514,256	-	-	5,906,970	2,787,196	3,119,773	-	-	
5年超7年以下	6,900,579	2,317,574	4,583,005	-	-	9,823,241	6,566,346	3,256,894	-	-	
7年超10年以下	12,215,381	9,569,354	2,646,026	-	-	13,652,157	9,358,563	4,293,593	-	-	
10年超	67,003,942	36,865,132	26,132,249	-	-	82,446,962	42,842,152	32,090,176	-	-	
期限の定め のないもの	39,654,565	6,364,399	1,205,173	-	-	40,897,986	7,086,212	1,004,531	-	-	
残存期間別残高計	479,453,475	64,230,685	41,887,061	-	-	496,380,308	73,702,470	47,668,506	-	-	

- 注)
- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 - 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
 - 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(4) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和2年度					令和3年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	17,171	17,552		17,171	17,552	17,552	15,711		17,552	15,711
(うち信用事業)	(15,958)	(16,344)		(15,958)	(16,344)	(16,344)	(14,466)		(16,344)	(14,466)
(うち購買事業)	(1,103)	(1,192)		(1,103)	(1,192)	(1,192)	(1,236)		(1,192)	(1,236)
(うち販売事業)	(107)	(14)		(107)	(14)	(14)	(8)		(14)	(8)
(うちその他)	(2)	(0)		(2)	(0)	(0)	(0)		(0)	(0)
個別貸倒引当金	324,325	287,309	71	324,254	287,309	287,309	265,638	-	287,309	265,638
(うち信用事業)	(272,549)	(272,219)	(-)	(272,549)	(272,219)	(272,219)	(255,647)	(-)	(272,219)	(255,647)
(うち購買事業)	(49,787)	(14,029)	(71)	(49,716)	(14,029)	(14,029)	(9,799)	(-)	(14,029)	(9,799)
(うち販売事業)	(1,954)	(1,059)	(-)	(1,954)	(1,059)	(1,059)	(191)	(-)	(1,059)	(191)
(うちその他)	(34)	(-)	(-)	(34)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合 計	341,496	304,862	71	341,425	304,862	304,862	281,350	-	304,862	281,350

(5) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中の増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	令和2年度					貸出金償却	令和3年度					貸出金償却	
	個別貸倒引当金						個別貸倒引当金						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		
			目的使用	その他				目的使用	その他				
国内	324,325	287,309	71	324,254	287,309		287,309	265,638	-	287,309	265,638		
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
地域別計	324,325	287,309	71	324,254	287,309		287,309	265,638	-	287,309	265,638		
法人	農業	10,787	11,715	-	10,787	11,715	-	11,715	4,622	-	11,715	4,622	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	18,725	-	-	18,725	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	17,500	17,306	-	17,500	17,306	-	17,306	17,279	-	17,306	17,279	-	
個人	277,311	258,287	71	277,240	258,287	-	258,287	243,737	-	258,287	243,737	-	
業種別計	324,325	287,309	71	324,254	287,309	-	287,309	265,638	-	287,309	265,638	-	

(6) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト	令和2年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
		リスク・ウェイト 0%	-	32,401,242	32,401,242	-	36,595,237
リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-	
リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-	
リスク・ウェイト 10%	-	14,367,316	14,367,316	-	16,001,798	16,001,798	
リスク・ウェイト 20%	2,102,418	349,260,828	351,363,247	6,902,336	350,308,039	357,210,375	
リスク・ウェイト 35%	-	23,276,351	23,276,351	-	24,549,404	24,549,404	
リスク・ウェイト 50%	12,929,691	231,764	13,161,456	16,039,856	223,647	16,263,504	
リスク・ウェイト 75%	-	2,070,148	2,070,148	-	1,897,177	1,897,177	
リスク・ウェイト100%	5,010,213	21,956,123	26,966,337	4,202,320	24,026,622	28,228,942	
リスク・ウェイト150%	-	3,011,442	3,011,442	-	2,944,026	2,944,026	
リスク・ウェイト250%	-	15,899,169	15,899,169	-	15,698,528	15,698,528	
その他	-	-	-	-	-	-	
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計		20,042,324	462,474,388	482,516,713	27,144,513	472,244,482	499,388,996

注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 7～8）をご参照ください。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和2年度			令和3年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジットデリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジットデリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	701,694	-	-	601,577	-
地方三公社向け	-	1,111,442	-	-	1,009,972	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	3,000	-	-	-	60,000	-
中小企業等向け及び個人向け	120,176	654,386	-	105,348	756,927	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
3ヵ月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	50,176	4,284	-	44,297	2,764	-
合 計	173,352	2,471,808	-	149,646	2,431,241	-

注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジットデリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) オペレーショナル・リスクに関する管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのオペレーショナル・リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 8）をご参照ください。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 53）をご参照ください。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	15,119,349	15,119,349	15,116,694	15,116,694
合計	15,119,349	15,119,349	15,116,694	15,116,694

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和2年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	4,420	-	-	-

(4) 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	4,868	-

(5) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	17,464,683	18,063,086
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

●金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p. 54）をご参照ください。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク

項番		Δ Nil		Δ EVE	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	49	54	7,531	8,310
2	下方パラレルシフト	3	3	▲5,361	▲7,582
3	スティープ化			8,127	9,064
4	フラット化			▲1,130	▲3,316
5	短期金利上昇			1,553	1,091
6	短期金利低下			2,017	1,825
7	最大値	49	54	8,127	9,064
		前期末	当期末		
8	自己資本の額		21,043		21,784

■24. 役員等の報酬体系

●役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	100,851	8,406

(注1) 対象役員は、理事37名、監事7名です。

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(外部の学識経験者から選出された委員5人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員退職慰労金規程により積み立てた額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総代会で理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

●職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員および当JAの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

(注1) 対象職員等には、途中で退任・退職した者も含まれております。

(注2) 「主要な連結子法人等」とは、当JAの連結子法人等のうち、経営上重要な連結子法人をいいます。

(注3) 「同額」は、令和3年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

●その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありせん。

MEMO